

参議院農林水産委員会會議録第二十七号

昭和三十年七月十四日(木曜日)午前十時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 江田 三郎君
理事 秋山俊一郎君
白渡彌米吉君
三浦 辰雄君
戸叶 武君
千田 正君

委員

青山 正一君
池田宇右衛門君
大矢半次郎君
重政 庸徳君
白井 勇君
松岡 平市君
飯島連次郎君
溝口 三郎君
清澤 俊英君
小林 孝平君
三橋八次郎君
東 隆君
棚橋 小虎君
菊田 七平君

政府委員

外務政務次官 園田 直君
外務省移住局長 矢口 龍藏君
大蔵省主計局長 原 純夫君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

外務省参事官 石井 喬君
農林省農地 和栗 博君
局入植課長
食糧庁総務部長 新澤 寧君
食糧庁業務 桑原 信雄君
第二部長
通商産業省通商 日比野健児君
局農水産課長

本日の会議に付した案件
○砂糖の價格安定及び輸入に関する臨時措置に關する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林水産政策に關する件

(日本海外移住振興株式会社法案に關する件)

(昭和三十年度農林省關係予算に關する件)

○連合審査会開会の件

○委員長(江田三郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

日本海外移住振興株式会社法案に關する件を議題といたします。

この問題は去る七月七日の委員会において審査を始めたのでありますが、要求資料の提出がおくれた等のため、審議が途中になっておりましたが、ようやく要求資料のうち、一部のものの提出がありましたので、本日重ねて審議を行い、続いて本法案の取扱いについて協議を願うことといたしたいと思います。

なお、先般の委員会において園田外務政務次官から、本法律案の実施については法律の規定にかかわらず、大蔵

省に対する協議に先立って農林省と協議するよう次官申し合せが行われていたと再三言明がありましたので、その次官申し合せの写しを農林、外務両省に要求いたしましたところ、お配りしておきましたような回答が両省からございました。本日はまず外務当局から提出資料の説明を願ひ、続いて審議に入りたいと存じます。

○政府委員(矢口龍藏君) 農林省と外務省との間の了解というに關して御説明申し上げます。

ここにお配りしております書類にも書いてございます通り、その前に申し上げたいと思ひますが、今度の会社の運営につきましては、まず第一に移住審議会というものが内閣にでき上りまして、これは關係レベルの人をもつて構成されるものと想像されますが、その下に大体次官級のメンバーをもつて構成せられるところの幹事会というものがございまして、その下に外務省の人が中心になってやるのでござい

ますが、各省課長レベルをもつて構成するところの事務連絡協議会というのがございまして、ここでも審議いたしまして、その結果を外務大臣に報告し、答申し、外務大臣がしかる後にこれを決裁いたしまして運行するという仕組みになっておるのでございまして、そういう工合に、農林省のみならずほかのところと十分の打ち合せをいたしておるのであります。そのほか、ここに書いてございますように、去る六月二十日の事務次官會議の席上におき

まして、平川事務次官から門脇事務次官に対しまして、本件会社の業務の運営につきましては、海外移住審議会の幹事会において十分に審議をしてもらいたいという要望がございまして、それに対しまして、外務次官からその趣旨に沿って行動いたしますということをお答え申し上げておるのであります。

一方農林、外務両事務当局間に、両者の協力の具体化を容易にするために、両事務次官の覚書というものを作ろうという議が起りまして、現在趣旨には両方とも賛成しておりますので、近くその具体的な内容がでることと存じております。先日園田政務次官から申し上げました趣旨は、この線に沿ってのお答えと存じます。

○委員長(江田三郎君) 目論見書の方は。

○説明員(石井喬君) 私からお手元に先日配付いたしました日本海外移住振興株式会社目論見書案というものにつ

きまして、概略御説明申し上げます。この目論見書案でございますが、突

はこれはこの法律に基づきまして会社ができ上りまして、その会社が現実に事業をいたします場合には、現地のいろいろの事情に即応いたしまして、いろ

きわめてもくろみ的なものを書きました次第でございます。

順次御説明申し上げますが、最初の商号、目的につきましては、これは法律案にございまして通りでございます。そこそこくり写したわけでございます。

それから資本金は当初一億五千万円をもつて出資するという予定でございます。うち一億円は政府の出資でございまして、それ以外に本年度におきまして五千万円程度を集めたいというふうを考えている次第でございます。

これは民間から募集したいというふう

に考えております。なお、三十一年度におきましても、さらに一億五千万円程度政府、民間から金を集めまして、増資したいというふうを考えておりますが、それから先のことにございまして、この一応の目論見書におきましては、それをもつて資本金として、それ以上の額は計算してないということでございます。

それから、それは資本金でございまして、主として経費その他に充てられることになると思ひますが、事業資金といたしましては、アメリカから借り受けま

すところの千五百万ドルをもつてこれに充てるといふことにいたしております。

それから事務所でございまして、これは当然に本社は東京に置くことになると思ひます。そういたしまして、事業地はすべて中南米諸国、外国でござい

事業をやつて行かなければならぬわけでございますが、ただ外国の事情によりまして、直接この会社の支店が出てやれる所もあると思ひますが、あるいはこういったような他国の会社が支店を設けて、こういったような事業をやることがある所もございます。

その支店を設け得ないような所に付しましては、現地の法律によりまして、現地の一つの法人を作りまして、それに實質的には支店のような役割を果せるといふような形をとることも、やむを得ない所があるといふふうに考へる次第でございます。

それから役員でございますが、これは一応法律は取締役四名、監査役二名といふことでございますが、当初はもうできるだけ経費を節約したいといふような氣持、それから實際は何と申しましても調査等に重点を置いて行かなければならぬといふような關係で、経費を節約したいといふので、当初はまず取締役三名中、代表取締役が一名でございますが、監査役一人といふやうなきわめて簡素な格好でまず出発して行きたいといふふうに考へておる次第でございます。職員はまあ大体一応の見通しをいたしましてはとてあえずは本社に十人程度、それから支社と申しますか、現地で事業をいたしますのはまず日本から二人くらいの人を派遣いたしまして、あとは現地のエキスパートと申しますか、現地の方々の有能な人々を採用いたしまして、一カ所四人程度を置いてやつて行こうといふふうに考へてやつております。

それから次に事業の概要でございますが、「事業の範囲」はこれは法律に書いてありますところと大体同じでございます。第一に移民に対する渡航費の貸付、それから移民またはその団体に対する資金の貸付、移民を受け入れる事業体に対する資金の貸付、必要に応じて移民を受け入れる事業の経営といふことでございます。ただここにこのいふふうにならざるは、実はこの会社が今直ちにこのいふ事業を全部始めようとするわけでは決してございませんで、まあ今後日本からの移民を推進し、現地においていろいろこの獨立のための援助をしてやるというやうなために必要と思はれるやうな事業をここに羅列したわけでございます。

で、實際問題といたしましては現地の事情に即応いたしまして、資金の限度もございましてその範囲内におきまして最も緊要だと思はれる事業から順次着手して行くといふことになると思ひます。一応法律の面におきましては今後の移民の推進のためにしなければならぬと思はれるやうな事業を一応網羅的に掲げたといふ次第でございます。

そこで、その事業の内容でございますが、第一の「移民に対する渡航費の貸付」でございます。これはいろいろ問題があるところでございますが、この渡航費は戦前におきましては補助金といふやうな格好で出ていたこともございまして、これを会社が、何と申しますか、社会的な觀念、コーマーシャル・ベースでもって貸すといふやうなことは、これは移民政策上とるべきではないのではないかと、もちろんこの法律の規定によりまして会社がやるというところであります以上、会社がこれによつて欠損をする、この事業によつて欠損が出るということでは困るのでございまして、この点は例の法律第九條に基きます政令のきめ方によりまして大蔵省といふ話をしていたしました。この渡航費の貸付業務のために会社が損失を生ずることがないやうないろいろの条件をきめることに了解が成立いたしましたので、この点についてこの事業のために赤字が出るということはないと思はれるのでございまして、しかしこれは一応本来の事業とは多少性格的に異なる点がございまして、この目論見書の中からは、一応渡航費の貸付に關するバランスは除外した次第でございます。

それから次に「移民又はその団体に対する資金の貸付」これは向うに参りました移民、あるいは移民が集まりまして作り出した協同組合、その他の団体に対していろいろ必要な資金を貸してやろうとするものでございまして、その内容を申し上げますと、これはいろいろの種類があると思ひますが、一つは當農資金の貸付でございます。これはすでに参りました移民、たとえば現在非常に問題になつておりますアマンソンの、相手国の連邦政府の植民地に入りまして移民につきましても、資金的にいろいろ援助してやる

必要があればこれに援助を与えてやる、あるいはこれから新しく入植いたします移民に対していろいろな援助を与えてやる。こういったやうな人々、あるいはそういった人々の作り出す協同組合を対象としたしまして、農具でありますとか種代でありますとか、いろいろ必要な資金をこれに貸し付けてやろうといふことでございまして、その次は「獨立資金の貸付」、これは御承知のように現在この自營開拓という格好で、連邦政府の植民地に入ります移民もあるものでございまして、それが、現在コロノ契約、雇用移民といひまして、ブラジル人なり日本人のコーヒ園とか、農園とか、あるいは技術的な面におきましてはいろいろな工業労働者といふやうな格好で向うに渡つていくものもございまして、これはいつまでもそういう境遇に甘んじておるわけではないのでございまして、数年にわたつて向うの氣候になれ、風俗、習慣、言葉を覚えまして、だんだん獨立して行かなければならぬのでございまして、こういう人々が獨立いたしました際に、資金を必要とする人も出てくるわけでございます。もちろん中には自分の努力でもって、あえて獨立資金の貸付を受けなくても十分獨立して行ける人もおるのでございまして、そういう人々が獨立の際に資金が必要であるといふやうな場合には、これに資金を貸し付けるといふのが獨立資金の貸付でございます。

その次には「移民を受け入れる事業体に対する資金の貸付」これはたとえれば、向うでもって古い日本人でコーヒ園のプランテーションを自分がつやりたい、相當の資金、ある程度の資金を借りることができればコーヒ園を経営いたしまして、それによりまして日本人の移民を大いに入れよう、こういったことがございしました場合に、そういった人々に日本からの移民を受け入れるといふ条件のもとに、いろいろ必要な資金を貸し付けて行きたいといふことでございまして、それから「水産企業資金の貸付」これも大体同じやうな思想でございまして、水産企業を向うでやる、そのためにいろいろ資金が要る、その水産企業を興すことによりまして日本からの移民、あるいはその付屬施設技術者、労働者等が向うに行けるといふときには、その水産企業に対して資金の貸付を行おうといふことでございまして、それから「工業企業資金の貸付」、これも思想としては大体同じやうな行き方でございます。中南米諸国の中には農民を非常に要する国もございまして、あるいは現在の工業化の過程に対応いたしまして、工業的に日本から来てくれといふやうな要望もございまして、そういうやうな場合に必要がありますれば、これにも資金を貸し付けることができるやうにして行きたいといふことでございまして、それから「運輸資金の貸付」これは工業、水産業等が一時的な運輸資金が必要であるといふやうな場合には、短期に資金を貸してやることもできるやうにしておきたいといふことでございまして、

それから次に「移民を受け入れる事業体に対する投資」でございます。これはこれは大體融資でもって事が済む場合には融資で済みますが、この資金が寝るといふことから考へまして、融

資を借りることができればコーヒ園を経営いたしまして、それによりまして日本人の移民を大いに入れよう、こういったことがございしました場合に、そういった人々に日本からの移民を受け入れるといふ条件のもとに、いろいろ必要な資金を貸し付けて行きたいといふことでございまして、それから「水産企業資金の貸付」これも大体同じやうな思想でございまして、水産企業を向うでやる、そのためにいろいろ資金が要る、その水産企業を興すことによりまして日本からの移民、あるいはその付屬施設技術者、労働者等が向うに行けるといふときには、その水産企業に対して資金の貸付を行おうといふことでございまして、それから「工業企業資金の貸付」、これも思想としては大体同じやうな行き方でございます。中南米諸国の中には農民を非常に要する国もございまして、あるいは現在の工業化の過程に対応いたしまして、工業的に日本から来てくれといふやうな要望もございまして、そういうやうな場合に必要がありますれば、これにも資金を貸し付けることができるやうにして行きたいといふことでございまして、それから「運輸資金の貸付」これは工業、水産業等が一時的な運輸資金が必要であるといふやうな場合には、短期に資金を貸してやることもできるやうにしておきたいといふことでございまして、

資がよいと思うのでありますが、中には水産その他におきましてやはり日本から投資してもらいたい。相手国と合併事業でやろうじゃないか、やはり日本側からある程度投資しまして、合併事業でやるなら、日本側からある程度移民を受け入れてやろうという話もございまして、そういう場合には投資もできるようなしるしをおきたいということでございます。ただいま申し上げましたようなしるしを事業を將來だんだん必要に応じてできるものからやってみて行きたいというふうに考えておるわけでございます。

その次に業務の対象となる移民の概数の一応の数字があつてございまして、これは大体このくらいの人々が会社の業務によつて援助される移民の数になるのではないかと数字でございまして、

それからその次に資金計画でございまして、所要資金、これは先ほど申し上げましたように、私どもとしては一応この農水産関係、工業関係というふうに分けてみまして、どのくらいのエイトをおのおのに置くかということをおこに表わしたに過ぎないのであります。これは必要に応じて、もし農水産関係が非常に必要であるということでありましたら、工業関係を削つてそちらに回すということもあり得ると思うのであります。また逆の場合もあり得ると思つてあります。私どもとしては大体ここに出ておりますような数字を一応のワケとして考えておる次第でございまして、

次に資金の調達方法でございまして、これは第一年度、第二年度におきまして一億五千万円ずつ株式の払い込

みを受けます。それ以外の資金といったしましては、アメリカからの借款をこれに充てるといふことになっておるわけでございます。それから次に回収金というものが出て参ります、これはだんだん貸したものを回収して行くというふうなものが出て参るわけでございます。ただこの場合には融資をいたしました場合におきましても、融資の性質によりましては一年限りで返ってくるものもあると思つてあります。あるいは二年、三年、四年、五年というふうに返せる必要のある資金もあるかと思つて、この回収金の場合には前年度の融資額がそのまま返つて参りません、一応ただいま申し上げましたようなことを考慮いたしまして想定いたしました回収金の額がここにあつてい

る次第でございまして、それから収支の予算でございまして、これは収入、支出、これは現実に仕事を實際やってみまじやないかな確定的なものは出ないと思つてあります。一般に申し上げて中南米は金利が高いということが言われておりますが、それに比べて、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ドミニカ、ボリビア、各国情勢が違いますので、この会社が仕事をやる地域によりまして、あるいはその融資その他の対象になりまして事業の種類によりまして、いろいろ差異があるものであります。一応私どもは農水産関係、工業関係、漁業関係というふうなものにつきまして一定の利率を想定いたしました、これを出した次第でございまして、もし配当をやるということがありますれば、その配当も考えに入れます、これに出した次第でございまして、それか

ら預金利子と申しますのは、いろいろ資金が回転いたします間に、多少とも手元に現金が余つてくる場合もございまして、そういう場合を考えまして預金利子というものがあつてある次第でございまして、

支出の部は、これは経常費でございまして、借入金、これは、これは、これはアメリカ側に払います利子は、この会社の事業でできるだけまかなつて行きたいというつもりでございまして、それから本社の費用、支社の費用、これはきつめて僅少な額でございまして、まあこういうことでございまして、御批判を仰ぐと思つてございまして、何分にも出発当初のこととございまして、できるだけ経費は節減して行きたい、というふうなつもりでございまして、額をあげておる次第でございまして、

それから損益の見通しでございまして、これもはつきりしたことがたゞいまでも見通せるものではないのでございまして、私どもが一応いろいろ仮定いたしましたところから見て算出したものでございまして、第一年度におきましては当然利益金……利益金という非常に高くないものでございまして、赤になつてくる。それから二年目、三年目、四年目、五年目とだんだん多少ふえて参ります、税を引きます、いろいろの積立金、貸し倒れ準備金等を公定の利率によつて見る、それと多少の配当金も見るといふようなことをいたしまして、ここにございまして、五年目に五十四億円の事業資金を繰り出した、そして四千百万円の繰越金が出てくるというふうな、きつめて微々たるものになるのでございまして、毎々繰り返

し、政務次官から申し上げましたように、この会社自体決して利益の追求をするものではないのだ、しかし国内において、あるいは現地におきまして、金を集めて、ただ単にアメリカの資金だけじゃございませんが、その他にもいろいろ資金を集めてやつて行きたいというふうなことを、やはり多少の配当金等は見て行かなければならぬ、というふうなことで、まあぎりぎりの数字を出してみたい次第でございまして、一応私の説明を終わります。

○委員長(江田三郎君) 今外務省の方から提出された資料について御説明がありましたが、最初に申しました次官申し合せの問題につきましては、外務省の方と別に農林省の方からも回答が来てるわけでありまして、この内容は必ずしも一致しないように思つて、農林省の方のほうで提出された回答について説明をお願いします。つまり外務省の方で行きますと、平川農林次官から門脇外務次官に対し、「本件会社の業務の運営に関しては、海外移住審議会幹事会において充分議を尽くして欲しい」との発言があつて、これをもしにしても次官申し合せができるように、この文章から受け取るのですが、農林省の方では具体的な申し合せは何らないというところなんです、その点は一応どうなるのかちやうと説明をしていただきたいと思います。

○説明員(和泉博君) ただいまの農林省側の回答に対する説明をするように、官申し合せというものはできていないわけでございます、外務省の方からそういうお話があることになっておりますので、それを待つておるわけでございます。

○委員長(江田三郎君) どうぞ御質問がございましたら……

○青山正一君 今のその委員長の御質問のあつた問題で、農林省側とそ

ざいます。なお、ただいまお話がございました、この外務省の方の回答の方の中には、海外移住審議会における農林次官とか通商産業次官の言葉が入つておるわけでございますが、私どものは、海外移住審議会というものは、これは会社の監督機関ではないのであります、これは日本の今後の移民政策というものを大所高所から立つて検討し、審議する機関だといふふうな了解をいたしておるわけでございます。従いまして、そういう大きな日本の移民政策をどうするかという審議の場合に、その中の一つとして、会社の仕事のやり方というふうなことも出てくるであらうといふふうな考えられるわけでございますけれども、ただいまお話がございまして、この会社の業務の監督ということに關連いたしましては、その監督事務とかいふような問題につきましては、これは一応審議会の問題は、關連はございまして、一応これは会社の監督機関ではないという關係におきまして、この外務省からのお話は多少私どもにはわかりかねるところがある次第でございまして、私どもの方といたしましては冒頭に申し上げましたように、外務省の方からこの会社の監督の關係について、外務大臣が監督することになつておりますけれども、その監督権を行使する前に、農林大臣にも協賛をするような、申し合せをするといふようなお話がございまして、ただいまそれを待つておるといふような状況に相なつております。

○委員長(江田三郎君) どうぞ御質問がございましたら……

○青山正一君 今のその委員長の御質問のあつた問題で、農林省側とそ

ざいます。なお、ただいまお話がござ

いました。この外務省の方の回答の方

の中には、海外移住審議会における農

林次官とか通商産業次官の言葉が入つ

ておるわけでございますが、私どもの

は、海外移住審議会というものは、こ

れは日本の今後の移民政策というも

のを大所高所から立つて検討し、審

議する機関だといふふうな了解をいた

しておるわけでございます。従いまし

て、そういう大きな日本の移民政策を

どうするかという審議の場合に、その

中の一つとして、会社の仕事のやり

方というふうなことも出てくるであら

うといふふうな考えられるわけではな

いけれども、ただいまお話がございま

して、この会社の業務の監督というこ

とに關連いたしましては、その監督

事務とかいふような問題につきまし

ては、これは一応審議会の問題は、關

連はございまして、一応これは会社の

監督機関ではないという關係におきま

して、この外務省からのお話は多少私

どもにはわかりかねるところがある次

第でございまして、私どもの方といた

しましては冒頭に申し上げましたよう

に、外務省の方からこの会社の監督の

關係について、外務大臣が監督するこ

となつておりますけれども、その監督

権を行使する前に、農林大臣にも協

賛をするような、申し合せをするとい

ふようなお話がございまして、ただ

いまそれを待つておるといふような

状況に相なつております。

○委員長(江田三郎君) どうぞ御

質問がございましたら……

○青山正一君 今のその委員長の御

質問のあつた問題で、農林省側とそ

ざいます。なお、ただいまお話がござ

いました。この外務省の方の回答の方

の中には、海外移住審議会における農

林次官とか通商産業次官の言葉が入

つておるわけでございますが、私ども

のは、海外移住審議会というものは、

これは日本の今後の移民政策という

ものを大所高所から立つて検討し、

審議する機関だといふふうな了解を

いたしておるわけでございます。従

いまして、そういう大きな日本の移

民政策をどうするかという審議の

場合に、その中の一つとして、

会社の仕事のやり方というふう

なことも出てくるであらうとい

ふふうな考えられるわけではな

いけれども、ただいまお話がござ

いまして、この会社の業務の監督

ということに關連いたしましては、

その監督事務とかいふような問

題につきましては、これは一応審

議会の問題は、關連はございま

して、一応これは会社の監督機

関ではないという關係におきま

して、この外務省からのお話は

多少私どもにはわかりかねるこ

ろがある次第でございまして、

私どもの方といたしましては

冒頭に申し上げましたように、

外務省の方からこの会社の監督

の關係について、外務大臣が

監督することになつております

けれども、その監督権を行使す

る前に、農林大臣にも協賛を

するよう、申し合せをするとい

ふようなお話がございまして、

ただいまそれを待つておるとい

ふような状況に相なつており

ます。

○委員長(江田三郎君) どうぞ御

質問がございましたら……

○青山正一君 今のその委員長の御

質問のあつた問題で、農林省側と

そ

ざ

い

ま

す。

な

お

、

た

だ

い

ま

お

話

が

ご

ざ

い

ま

す。

こ

の

外

務

省

の

方

の

回

答

の

方

の

中

に

は

、

海

外

移

住

審

議

会

に

お

け

る

農

林

次

官

と

か

通

商

産

業

次

官

の

言

葉

が

入

つ

て

お

る

わ

け

で

ご

ざ

い

ま

す

が

、

私

ど

も

の

は

、

海

外

移

住

審

議

会

と

い

う

の

は

、

こ

れ

は

、

海

外

移

住

審

議

会

と

い

う

の

は

、

こ

れ

は

、

こ

の

日

本

の

今

後

の

移

民

政

策

と

い

う

の

を

大

所

高

所

か

ら

立

つ

て

検

討

し

、

審

議

す

る

機

関

だ

と

い

う

の

に

了

解

を

い

た

お

し

て

お

る

わ

け

で

ご

ざ

い

ま

す

。

従

条に關して、毎年の事業目録見書の認可といふ重要な点に關して、少くとも農林大臣及び通産大臣に協議、大藏大臣と同じく協議すべきだろうと思ふ。そういうことをこれはなぞ挿入しなかつたか。なぞその点を削除してしまつたのかといふことを、これは結論にすぐ行つたのですが、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(園田直君) お答えをいたします。今後の移民が逐次いろいろな要素を含んで参りまして、主として農林、続いて通産及び雇用移民がございますから、労働、以上の三省の持つておられる基本的な技術や計画、こういうものが非常に移民外交を推進するに際しまして、有力なる発言と有力な御協力を願わなければならぬことは御指摘の通りであると考へております。従ひまして率直に申し上げまして、この作成に當りまして、まず國家資金の規則の面につきまして、大藏省と外務省との相當な見解の食い違ひがございしましたが、これは大體本法律案に記載せられてある点で一致いたしました。

次に農林通産労働、特に農林省と外務省の間では、今おっしゃいましたような点を主として、相當な意見の食い違ひがございしました。これは決して各省のなわ張り争ひではなく、おのれの主とする事務に基いて、最大限の移民の成果を上げようとする各省の熱意の現われでございしますから、私は喜ばしいこととして折衝に當つたわけでございしますが、その食い違ひの点は、一方農林省では御指摘の通りに、主として移民が今日までいろいろな難点があつた。今後また農業、漁業といふものが重点であるとするならば、受け入れ

國の土地の調査や、あるいは行つたあとのいろいろな技術やあるいは計画、指導、そういう面では農林省の働きが非常に多い。従つて外務大臣と同等の権限をもつて立案計画その他監督をしたいといふことであるし、外務省の意見は、それは全くその通りであるが、今日外交の最大の支障といふものは、かつての満洲あるいはスマトラでやつた移民の失敗のごとく、戦後において、特に日本の政府が直接手を下して、國策を遂行するがごとき感じを相手に与えることは、非常に移民を妨害するおそれがある。一例を申し上げても、たとえば先般ブラジルから視察團が参つておりましたときに、こちらから學者を現地の移民のために土地調査に出発せよとしたことがありまして、そのときに、外務省がこれに對して積極的に協力しようといふ意見を発表いたしました。當時来ておつた人々は、日本は移民したあとまで干渉をするのか、移民したあとはブラジルで言う通り連邦政府が責任を持つてこれを指導し、あるいはいろいろな計画を立て、農業技術等の指導をやるのであつて、日本の政府から干渉されるべき筋合ひでないといふような御意見が出るなど、あるいはブラジル、中南米等におきましては日本の移民といふものが一方には歓迎されながら、一方には正式にこれが法律案として移民協定締結の段階になりますと、どうも日本人は集團的に日本人村を建設したがるという意向があり、しかも日本人が組織的に、政府の意図のもとに、逐次日本人勢力を進出させてくるのではないかとといふ間違つた誤解のために、いろいろな障害が起つております。従ひ

まして数は別といたしまして、農業移民に關しては農林省、労働雇用移民に關しては労働省、いろいろな企業その他に對しては通産省、各大臣の権限なりあるいは特に技術、専門的な事項等については移民の選考、募集あるいは訓練あるいは送り出したあとのいろいろな計画等については御意見を伺わなければならぬことは當然のことではございしますが、向うに一応、まことに卑近な例ではございしますが、移民として養子に送つた以上は、養子に送るまでの準備、養子に送つたあとのいろいろな取扱ひについて、相手國と折衝をしたり、いろいろな意見を好意のうちには相手國に伝えたりすることが主でございします。そこで外務省としては外務大臣がこれを監督し立案、計画する。ただし協議や協力はできるだけ仰がなければならぬといふことで、実はこれは相當難澁を來したものでございします。これが最後には、これは委員會で黨の意見を申し上げてはまことに申し合はるべきかもしれませんが、実はこれは前から關係しておられたのは、実はこれは前内閣からの遺産でございまして、自由黨ならびに民

主黨の方で協議をされて、そうして各省が熱意のあまりに言つておつてはまともなぬからというので、調整をしたのでありますが、意見がまとまらなかつた。その後なお意見が続きました。遂に最後には政府の責任ある処置として次のように決定したわけでございします。農林、外務両省の言う意見は當然ではありますけれども、その農林省との協議事項を持つてくれば、これは當然数の問題は別個として、労働、通産

して重要な問題について各省の協議事項といふことを法文中に明記すること。政府の責任の所在を不明確ならしめるおそれがあるから、従つて農林省の主張は外務省が運用面において生かして行く、それがためには審議會及び次官の申し合せ、あるいは人事の交流あるいはその他の面でやれといふ、これについては外務省も農林省もおの熱意のあまりに不服があつたけれども、政府として統一した見解をとつて、法文を作成した以上、これ以上主張することは、それは熱意のあまりつ

それは官僚のなわ張り争ひに墮するおそれがあるから、これでやろうといふこと。そこで両省で決定した以上はこの本法律案で所期の目的を達するよう御協力を願ひますといふことで、実はこの法律案が作成されて出たというわけでございします。

法律作成の経緯を申し上げまして、まことにお耳ざわりになつたかとも思いますが、そういう意味におきまして、実は審議會並びに平川次官の発言等によつて申し合せなどというものが出てきたわけではなくて、法律案作成の経緯にみても、実は御指摘の通りに同等の協議力と同等の発言力を持つていろいろな計画や指導は、これは責任ある同じ政府の内閣でございしますから、各省が協力をしやるのが當然ではあるが、法文中には國家資金の財政法に關する面があるから、大藏大臣の名前で出すが、あとの各省の大臣は出さない。従つて、申し合せや審議會や人事の交流及び審議會の人選等については、それぞれ各省と申し合せをして、それによつて補ひ、御指摘、御注意のような欠点をこれで補つてや

りたいと、かように考へておる次第でございします。

○重政廣徳君 一応聞けばごもっともなようなのだが、委員會に提出せられる前に、今の御趣旨なら、當然次官が申し合せといふものを円満にやつてから、ここに説明すべきであらうと私は思ふ。しかるに、いまだにその円満協調といふことをたてにしてそういう方策をとつた。その申し合せを提示することができずにそういう御答弁をなさることは、これは机上の議論だと私は思ふ。どうしてその申し合せがおくれたか。

○政府委員(園田直君) 本法律案第九條に書いてございします渡航費に關して、この会社の損失補償あるいは利率等の点については、大藏省で政令を設けることになつております。まず資金の面でございしますから、大藏省と外務省がこの点についていろいろ協議をして、まず大藏省と外務省の意見が一致を見て、資金面に関する申し合せが終つたわけでございします。農林省と外務省との申し合せにつきましては、まことに御指摘の通り、御指摘の通りにおしかりを受けまして恐縮する次第でございします。が、農林省といたしましては、法文上に明記すべきほどの実効ある申し合せをやりたいといふお考えでございします。どうやればよいのか、そういう点を、どうやれば欠点を補はんかといふ点も考慮しなければならぬので、十分これは両省で打ち合はれて納得の行くような申し合せをしなればならぬと考へております。両者が十分納得の行く申し合せをするために、きょうまでまだおくれしておるやうな段階でございしますが、これは當然

審議中に申し合せを終つて、この申し合せを委員各位に御報告をして御審議を受けなければならぬと考えております。

○重政廣徳君 この問題は前議案からの問題なんで、幾ら慎重審議をやつたところで、そんな時間がかかるはずはない。だから私は今次官が御説明になつた——ただ次官の今の御説明だけ聞いておれば非常にもつともだと思ふのだけれども——そういう非常にむずかしい問題がある。これはすみやかに申し合せを委員会に発表せられて、われわれが納得の行くように、これは外務省が急がねばならない問題だろうと思ふ。われわれはそれを聞かぬまゝ、協議して円満に推進すると言つたところが少しもそれはわかりやしない。どうか一つそれを提示せられてわれわれが納得せねば、これを審議してどうこう言うわけに私は行かぬと思ふ。いつごろお出しになりますか。

○政府委員(園田直君) 御指摘の通りに前内閣時分から両省の意見が、率直に申し上げて、食い違つておりましたので、それを円満に調停する努力をいたしまして、早急に報告をしたいと考えております。

○重政廣徳君 そうすると、それが出てこねば、われわれはこれは審議できないと思ふ。審議できぬでも差しつかえないですか。

○政府委員(園田直君) 先般来から移民局の設置を願つておりましたが、移民局その他の移民業務に関する申し合せはすでに終了いたしておりますので、それに基いて御相談をしたいと考えております。

○飯島達次郎君 ただいま重政委員が

指摘されましたように、従来の移民の九割以上が農業移民であり、それから新しい企画に基づく鉱工業移民等も今度は大幅に取り上げられようとしておるけれども、しかし依然として、その人数からいへば農業移民がおそらくその大部分を占めるであろうという事は、これはおそろしく争えない事実だと思ふ。そういう点から考え、また向うにすでに入植した人たちが三年ももう経過をして、それぞれ持つて行つた、つまり資金等も枯渇をして、そして突に今一番苦難の道を歩んでおる最も大なる時期ではないかと考えられますので、過去の失敗というか、工合が悪かつた経験等に徴しまして、たとえば松原氏の計画した移民の点で、政府でも、移民を送つたときに、選考、入選等については政府にも大きな手落ちがあつたといふことを率直に認めておいて、随分向うに渡つた人たちの質がよくなかつたといふこともこれも隠しておいて、なることを見まして、私はやはり移民を成功させる基本的な条件としては、まず募集、選考、入選といふことが出発点における最も大きな一つのポイントだと思ふ。それからさらに向うにおける、現地に送つてからの問題としては、農業移民に関する限りは、入植地の、つまり適地を選ぶといふことが、これまで劣らざる大事な点だと思ふ。この二つの点に今までの成功しなかつた、あるいは失敗した原因のかなり多くの点があるように私は思ふ。これらの点を考え、私はやはりこの大事な事業を、すでに渡つておる人たちの窮乏から脱せしめてこれを安定させる、それから新しく送り出す人に前車の轍

を踏ませない、こういうわれわれの親心からすれば、私は農林省の果す役割といふものは、この二つの条件については最も大きいと思ふ。そういう点で先ほどの事業目録書を拝見いたしました。先ほどの園田次官の説明でも、あるいは平川次官からの回答等についても、外務省から近く具体案を示す旨の申し入れがあつた、こういうことであるので、私もとしては具体的にこの点について承知しなければ、なぜ一体、大蔵大臣だけに協議をして、この重大な出発点と向うにおける大蔵省、安定せしむる基本条件に最も関係の深い農林大臣に協議しないかといふことについて、どうも納得が行かない。ですから、この点は私は重複して、どういふことは申しませんが、具体的に、つまり申し合せがあるなら、これを一日も早く示していただきたい。それによつてわれわれが納得できるかできないか、必要によれば、今までの法案提出の経過を承知いたしました。が、われわれ委員としては、どうしても農林大臣も一枚協議の中に加えなければ、どうもわれわれとしては安心できない。そういうふうな結論になるから、もうからぬと思ふので、私は申し入れ書を早く提出していただきたい。いつごろできますか。

○政府委員(園田直君) いつごろという日にはお約束できませんが、非常に重要でございまして、御注意に基きまして早急にやりたいと考えております。

○飯島達次郎君 もう一点。それは園田次官から前回の委員会でも懇切な御説明があつたのですが、私はただいまの目録見書を拝見して、渡航費の点に

ついては、これまで回収には困難を伴うものがきつて多いといふことを、この目録見書にも重ねてうたつておいて、なる。事実私は、今までの回収率といふものは、元金の回収はまだ開始されておらないけれども、利子の回収はすでに始まつておるはずでありますから、利子の回収の率情等についての資料があつたら、資料で一つ拝見したい。

それからもう一つは、海外協会の連合会で発行しておる海外移住手引きというパンフレットを拝見すると、移住者はどんな義務を負ふかといふ大きな見出しがありまして、その第六のところに、これは開拓自作農移民の場合を例にとつて項目をあげておりますが、第六のところに、銀行資金として十八コントス以上を持つて行けるものがある。これが一つの条件である。十八コントスといふと、日本の金にして十、二万円になるという話であります。このほかに、この手引きを拝見すると、政府であつせん貸付をする渡航費を除いて、合格者が郷里を出発してから神戸の移住あつせん所を経て移住地に着くまでに、大体十三万円くらい、途中の経費が必要であるし、さらに、さき申しました、つまり銀行資金が十二万円くらい要する。合計して一戸当たりどうして二十五万円見当の資金とこの準備が必要である、こういうことがこれに響かれておるわけでありまして、こういう一戸当たり渡航費の貸付を除いて二十五万円の資金が必要であり、しかも、さらに借りた金に對しては、移住者の義務として、これはもう渡航費の貸付金は、所定の期間内に利子の支払いと元金の返済をする

といふことが、これまで義務づけられておる。ところが実情はなかなか利子ですら思うように返せないといふのが、ただいまの実情なんです。そういうところから考えると、私はせつかくこういう平和の、一つの国民外交といふか、その先駆者として向うに渡る人たちに對して、一年に五分五厘という高い利子をつけたら、しかもその償還の期限には据え置きが、あるいは一年とか四年という期限があるようでありまして、こういうことは私は、事実上履行することが非常にむずかしいという義務事項であるので、この点については、私は戦前のことを必ずしもそのままやれとは申しませんが、渡航費等については政府として、格段の特別の措置が私は必要だと考える。事実できないことをしてみたところで、赤字の解消、損失の補償といふ問題で行き詰んでしまつて、せつかく出資をする会社には、何かスタートからけちがつくようになったのでは、ひとり移民に迷惑を及ぼすだけではない、国際的な信用にも私は大きな影響をもたらすことを案はされるので、この第九条の政令、この政令については、これは大蔵省と折衝中といふことであります。が、これまできつて重大な問題だと思ふのです。この政令案といふのは大体近くできるのですか。

○政府委員(園田直君) まことに専門的な御注意でありまして、われわれも御報告申し上げる通り、国家財政が許すならば、日本の国民に働く場所を与えるのは国家の責任と義務でありまして、戦前同様、渡航費といふのは国家が支出をして補助するのが私は当

然の責任であると考えております。しかし今のところ、御承知の通りのような国家緊縮財政の実情でございますから、一応貸付ということになつてはおりますが、そのお申し出の資料は提示するつもりでありますが、簡単に申し上げまして、利子の回収は今日までのところ、わずか二・七％という状態でありまして、そういう点から考えましても、また今御指摘をいただきましたような点から考えましても、この渡航費の回収という点は、これは非常に考えなければならぬ点であると考えております。従いまして、將來国家財政が許すならば、渡航費というものは国家が出すべきものであると考えておりますが、今日の段階では、御指摘のような点に關しまして、詳細については、成文になりましては御報告申し上げるつもりであります。簡単にごく概略を御報告申し上げますと、まず今御指摘のあった貸付の利率でございます。これも相当今までも、国家から借りる場合には低率にするように話を進めております。それから次に、据え置き期間は五カ年に延長しまして、なおまた、それが渡航の方の天災あるいは地変あるいは本人の死亡、あるいはやむを得ざる状態のために払いがでない人のために、さらに据え置き期間を五カ年間延長する。据え置き期間中は今まで利子を取ってございましたが、これは無利子にしたいと考えております。

またしたような点から、ほんとうに渡航費というのは補助すべきであるのが建前で、苦勞しながら新天地を開拓してある人から渡航費を取るといふのは、これはむづかしいと考えております。そこでやむを得ざる渡航費の未回収につきましては、渡航費の処理を立法処置をいたしまして、そうしてこれは決済するようにしたい。

以上のような点でいろいろ政令をきめておきますれば、完全ではございませんが、今日の国家財政上の点では、はなからうか、かように考えております。詳細につきましては、あとで書類で御報告申し上げます。

○飯島達次郎君 もう一点。これは政務次官にお伺いしたいのは、最近ポリアで日本移民を受け入れをする傾向が出てきたというところは、御同慶にたえないところでありまして、しかし、これはせっかく日本人に対してそういう申し出があり、承わつてみると、向うに送つた日本の農業移民に対して、あの地には大した農業技術のわかる先輩とか指導者もないというところでありまして、しかも、そういう所に初めて出て行く人たちというのは、非常に不安を持つておられるわけで、こういう所に対しては、私はまずわれわれの希望としては、ぜひとも在外公館を早く設置していただきたい。もし設置してあるならば、そこに農業関係の技術者を常駐させるという措置を考えておいてなるか。このことは必要だと思ひます。

とを御承認いただきましたので、新しくここに設置することになっております。その他の御指摘の点につきましては、十分注意をしてやりたいと考えております。

○飯島達次郎君 それから特にポリアに關して、私は新しい道を開いていただきたい。というのは、イタリア等が戦後あれほど大きな移民の数においても、質においても成功を見たのは、やはりがっちりとした移民協定を結んでおるといふことが、私は大きな理由であつたと思ひます。ポリアに關しては移民協定を結ばれるという準備を進めておいでになるそうですが、これは近く締結できそうですか。

○政府委員(岡田直君) 御指摘の通りでございます。今日まで移民というのは、二つの原因を考えております。一つは、移民された方が向うへ行つてみると、土地や、あるいは条件が、こちらで聞いたのと違つておる。すなわち移民するに際して、両国の政府と政府との責任を持つた協定によつて保障されてないという点が一つの原因、もう一つは、移民されたあと、国家として何らの援助がなかつた、この二つだと思ひます。従ひまして、一面におきましては、この会社設立によつていろいろな物的な援助をするのと同時に、一面におきましては、中南米その他のを初めとして、各国とも早急に外交を好転せしめて、移民協定を結ばなければならぬと考えております。御指摘のポリアについては、ただいま一番うまく進んでおられる状態でございますので、進捗をいたしておりまして、遠からず協定締結の運びになると考えております。

○飯島達次郎君 この移民協定の案とどうか、要綱等はできておりますか。

○政府委員(岡田直君) これは御指図でございます。協定その他は、折衝に入らない前には公表することをお許しを願ひたいと存じます。

○秋山俊一郎君 なかなかむづかしいようではありますが、先ほどの次官間の申し合せが遅延しているという点ですが、それはどういふ点で長引いているのでありますか。この問題は私は現在の日本の実態からいいますと非常に大きな問題だと思ひます。単に移住振興株式会社法案といつたような一つの会社法案として見れば、大きくないでしょうけれども、今日の日本の現状から見ると、非常に大きな重要な問題をはらんだ法案だと思ひます。従つてこれは一日も早く成立させるべきだと思ひます。これもきのうやきよう始まつた問題ではなく、前から論議されてきた問題であつて、それが今日まだ両者の次官の申し合せもできぬというのはどういふ点にネックがあるのですか。

○政府委員(岡田直君) この会社は以前から問題になっておりましたが、最後の、お願いをする会社法案の性格がはつきりきまつて、その法律案のいろいろな欠陥を補ひ、協力を順調にやるための申し合せでございますから、この法律案自体の見通しがはつきりして初めてそこに申し合せが出てくるわけでございまして、なお今日提示した案とにおいて今なお申し合せを得られてないといふことは、それは農林省におかれましては非常に重大な問題でございますから、どのような簡条で申し合せをすれば果してこの法律案に書か

れていない協議事項というものがうまう行けるか、重大であるからおくれていることであつて、両者が申し合せをしたくないという意図のもとにおくれているわけでは決してございません。

○秋山俊一郎君 少しおかしいのですが、今の御返事は、この法案が通らなければ申し合せができないと言ひ、議員の方では申し合せができなければ法案は通せないのじゃないかというふうで、卵と鶏の關係になつて、いつまでたつても切りがつかないように考えますが、われわれとしては、この法案というものは一応原案が出ておりますし、修正されるかどうかはわかりませんが、原案そのものは出ておる。これに基いて政府は両者間の申し合せをしなければ、通つてみてから申し合せをするんじゃない筋が通らないのじゃないか。

○政府委員(岡田直君) 私の答弁が不手ぎわでございまして、誤解を招きましたが、さういふ意味では決してございません。この法律案ができるまでにいろいろな経緯がございまして、法律案を作成して、国会に提出するまでの間は、この法律案がどういふような格好で出されるかということがわからなければ申し合せができませんのでおつたわけでございまして、さてこの法律案がすでに国会に出されて、この段階で正式の印刷になりました。今日の段階で出ておるわけでは、そのようない理由ではなくて、どういふ簡条の申し合せをすれば果して農林大臣が外務大臣に向つて効力のある発言と協力ができるかという点が重大であるから、両省ともいろいろ案を練つておつておくれたいと思ひます。

○秋山俊一郎君 いろいろお話を伺いますと、どうもびつたりこないところもありますが、ともかくここに法律案として出ており、審議もだんだん進められていく間に、まだその申し合せができないということであれば、この審議もまた延びるというようにならざるかもしれません。ぜひ至急にこの法案の日本の国情に對しての重要性と必要性にかんがみまして、早くその申し合せをわれわれに提示していただきたいことを私からもお願いするわけであります。

次に外国から一千五百万ドルの借り入れをするというのは、これは外国銀行とこの会社が直接に貸借をするわけでございますか。

○政府委員(園田直君) さようでございます。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、この法律にもありますように、これの裏づけとしては政府が責任を持つと、こういうことになっておるようでありますが、この一千五百万ドルの借り入れた金のうちから渡航費も出るわけでありますか。

○政府委員(園田直君) 一千五百万ドルはこの会社の事業に使いますが、政府から出資をします一億と、それから民間から幾ら集まるかわかりませんが、五千万ぐらい予定しておりますが、これは会社設立の基金で、渡航費は千五百万ドルの借款からは使わないで、政府の予算から支出をされた五億を、初年度に使うつもりでございます。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、その政府から出るところの五億というものがすべて渡航費になる、こう解釈してよろしいのですか。

○政府委員(園田直君) その通りでございます。

○秋山俊一郎君 そういたしますと、五億というものが問題になるわけですが、先ほどからも質疑が重ねられますように、過去の事例から見ても、渡航費の回収ということは非常に困難である。従つてここに外務省と大蔵省のいろいろな折衝の困難があったことと想像いたしますが、大体御答弁によりますと、はつきりしませんけれども、およその見当はわれわれもつけている。従つて渡航費というものが、この会社ができたために、かつちり利息をつけて返さなければならぬという嚴重なものになることは、今後の移民を進める上において非常に難關となる。従つて今までの御説明のように行くならば、比較的スムーズに行くのじやないかと思ひますが、そうしますと、過去において貸し付けられていた渡航費と、今度会社から貸し付ける渡航費、ことに本年もうすでに移民の渡航した者もあるでしょうが、それらのものと今度十月から発足するところのこの会社の貸付との関係はどういうことになりましますか。これは別途に、政府は政府、会社は会社で、過去のものと二途になつて行くわけですか。あるいは一本になさるおつもりですか。

○政府委員(園田直君) 御指摘の通りでありまして、今簡単に申し上げましたように、前にも渡航された方と今後渡航される方が、渡航費の取扱ひで差別がつくわけでございます。従ひましてこれは法的措置をやつて、以前の方も今後の方も同様な取扱ひを受けるようにする話し合いを進めて、それはまあとま

ているのです。ただし債権だけはこの会社は受け継がないつもりであります。

○秋山俊一郎君 この会社が出資金は三億、二カ年にわたつて一億五千万円ずつ出資するわけでありますが、そのうち一億の民間出資というものはどういうところをねらつておるのですか。

この会社がそんなに大きな利益が出ることも私も考えておりませんが、その民間から一億出資せしめるということについては、どういふところにねらいをつけておるのですか。

○政府委員(園田直君) 当初、初年度におきましては民間資本四千万か五千万、最大五千万だと考えておりますが、御指摘の通りに相当困難であるかと考えております。その五千万といふのは、結局この移民のことに非常に御理解のある方々から集めたいというところと、将来は現地に於いて成功された方々の御支援を仰ぎたいと考えております。

○秋山俊一郎君 それはおよそ見当はついておりますか。

○政府委員(園田直君) 金額については御報告申し上げる段階にございませ

○秋山俊一郎君 これはなかなか私は簡単に五千万といつても行かぬと思ひます。もしこれが民間出資が集まらなければ、それだけのものは政府で出資するお考えでありますか。

○政府委員(園田直君) 当初はこの資本金もわれわれは二億要求したのであります。遺憾ながら予算の折衝中におきまして、事実においては予算面に明記されることなしに、会社ができた

で、遺憾ながらわれわれが予算折衝については敗北したのであります。その後予算が出されて、予算折衝により、一億という金が明記されたわけでありませう。従ひましてこの一億という金は、われわれの要求した半額程度でございますが、それにしても発足したばかりで、従つて人員その他は当初は四十名ぐらゐ考えておりましたが、先般から御報告申し上げました通りに、当初はまず本店に十名内外の人員といふふうな考えでございまして、今後におきまして民間資本が、五千万予定するところが三千万しか集まらなかつた場合に、二千万国家資金を追加することは、見通しとして困難であると考えております。

○秋山俊一郎君 どうも少し、そういうことになりますと、資本問題についても少しおかしな感じがします。従つて事業計画にもその民間資本が入らなかつたとしたときに、狂いもくるのではないかと懸念を私も持てますが、それは集めて見なければわかりませんが、今年度の予算にそれがなくなれば、しいて政府に言つても出せないかも知れませんが、この実施の面については非常に不安の感じを持つております。従つてこういう会社を設立する場合には、普通の利益を目的とする会社と違ひますので、資金面においては相当前に股取りをつけておくべきだと考えておるのですが、何か手を打つておるのですか。

○政府委員(園田直君) いろいろ各方面に御相談なりあるいはその他これに對する資料等の収集をお願いしてござい

○秋山俊一郎君 昨年あるいは本年度に

外務省において移民計画が立てられて、たしか三十年には一万人を越すような移民をしたいといふようなことがあつたようでありますが、現政府はその点はどういふふうな考へておられますか。またそれに対して輸送の面はどういふふうな考へられるか。

○政府委員(園田直君) 昭和三十年度の計画につきましては、御指摘の通り当初一万人を考へておりましたが、従ひましてその一万に應ずる渡航費及びそれに伴う移民のための造船一隻十六億、計三十二億の造船費を要求いたしておりました。しかるところ、予算折衝の結果において、渡航費約五億、造船の予算三十二億が削られて結局三十年度は六千何百の移民送出の計画を持つております。

○秋山俊一郎君 その六千名を輸送するには、現在の輸送力では足りないのであります。

○政府委員(園田直君) 六千名でござい

○東廣君 私はこの間伺ひしたのですが、株式会社でこしらへられた方が都合がよい、こういうお話がござい

業その他については、責任がある大蔵省ががっちり握りたいというので、公社案を主張しておりました。外務省その他各方面は全部会社案を主張いたしました。その会社と公社の、会社案を主張した方の第一の原因は、今日日本移民をやります際に、われわれが想像以上の障害がありますのは、中南米におきましても、あるいは東南アジア等におきましても、勝手に満洲あるいはスマトラでやった移民のように、日本が国策の一環として、自分の国に日本人がやって来て自分の国の国民になつて、同化してやろうというのじゃなくて、日本人が集团的に、組織的にやって来て、何か帝國主義進出の一環にして行くのではなからうかという誤解が非常なものでございます。なお今日、中南米の移民にいたしましたもパーセントからいたしまして一番多いのは雇用移民でございまして、日本の労働者が向うの者に、雇われておるわけでございまして。自作農の移民にいたしましたも、これは向うに参りましてから向うの連邦政府、あるいはその他受け入れた国の政府の農林行政なり、あるいはその他の指導統轄等によりやっておりますので、日本の方では直接政府が向うへ行つたあとや、あるいは行くまでのいろいろなことに援助と補償をすることは当然政府の責任でございまして、いろいろな計画をやつたりあるいは指図をいたしますと、これは移民後の自分の国に対する干渉であるとか、あるいは日本の政府が何らかの政治的意図を持って、集団移民をやつておる、このように取られまして、移民されたあとの援助やあるいは補償が非常にやりにくいことになつて参ります。

省が考えられた当初の考え方の方がいいのじゃないかと、こういうふうにご意見を述べたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

○東隆君 私は今お話を聞きますと、かえつて逆のことになると思ひますので、今大東亞戦争を中心にしての満洲の満拓なんかお話がありました、これはやはり侵略の意図が十分にあつたわけですから、従つて、農民そのものは剣をもちませんのすが、剣をもつてやはり征服をしたのだ、そういうようなことを考へて見ますと、剣をもつて征服した土地はまた取り返される、しかしくわを持つて開拓した所は取り返されません、これは昔からのことわざがあります。私はそんなような考へで、国策として日本がやる場合には、堂々と今の憲法のもとに国策として公社案で堂々とやる方が、かえつて國際的に疑問を解消することになる、かえつてその方が私は有効適切じゃないか、こういうふうにご考へます、昔の会社でありまして、これは満拓を初めとして、その前にインドの会社から始まつてこれはもう実に殘虐な歴史を繰り返して、かえつて会社の方がめちやくちやくのことをやつておる、私はさようなことを長い歴史からながめてくれば、植民史を少しひもといて見れば、かえつて今の憲法のもとにおいて國策会社とするよりも、堂々と会社案をとつて会社にしてい行く方が、それが解明させる上にいいし、また力をこれだけ入れてやつておると、こういうことになるのです。

○政府委員(園田直君) 戦後の移民の趨勢をいたしましては、國家が集团的に日本の方針のもとにやる移民が、個人の自由意思に基いて個人が自由に移民をする、その個人の移民の集團を國家が援助したり補償したり、うしろから突つぱりをする、こういうふうな關係で来ております。公社となりまして、政府と直接關係のある政府直接の機關であるという印象はいなみがたいのでございまして、これはどの國といへども政府が直接移民をやつて、それが移民の歸旋所に入所するまでの募集、選考、訓練等ございまして、それでけつこうでございまして、そのあといろいろ現地について相手國に干渉だといふ意識を与へない程度の援助をしたる補償をするには、やはり民間会社の形をとつた方が對外的にもまた本質的にも公社の方が動きやすい、こういう考へ方でございます。

○東隆君 今の問題はその程度にしまして、先般も移民の種類は、農業移民であるとか、企業移民あるいは技術者である、こういうふうな關係で各省に非常に関係があるから、そこで大蔵省だけとは協議をするけれども、農林省その他とは別に協議をしないのだと、こういうお話がございました。これは先ほどもお話があつたわけでありまして、私は日本の移民を受け入れる國におけるところの要望、それはどういふ種類の職業のものを、要望しておるか、それを聞きしたいと思ひます。

○政府委員(矢口龍藏君) 私から御答弁します。移民の大宗をなしております

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

す。そういうわけで、われわれは会社案を主張をし、各省並びに各方面の御支持を得ましたので、大蔵省も意見をいれて会社案にしたわけでございます。

からこれを返して行くということは、おそらく非常にむずかしいかと思いますが、政府がたとえ肩がわりして返してくれました場合でも、やはりそれを返しました際に、借りましただけの金が残っているということになりますれば、そのままそれと同じ規模の事業は継続できるのでございますが、もしこれが回収できないというような格好になりますと、将来同じ規模の事業を継続いたしますためにも非常に大きな財政負担がまたかかってくる。そこで私どもといたしましては、ただいま御指摘のような点を十分に考えながら、やはりできるだけ回収いたしました、たまたま千五百万ドル借りまして、もとは将来たとえ政府が肩がわりして返してくれました場合でも、やはりそれだけの資金は確保して順ぐりに次の仕事をやって行きたいというふうに考えている次第でございます。農業移民につきましても、私が聞きましたところによりますれば、かつて三銀行のうちの一行がブラジルにおきまして日本移民に金融をいたしまして、その成績が非常に良かったというようなことが、やはり銀行の借款が成立する一つの隠れた原因になっているやに聞いております。これはいろいろ農業のやり方等もあるかと思いますが、ある程度そういうようなことで返して行くことも可能であろう。ただ決して過酷な条件をつけるべきではないというふうに考えている次第でございます。

○東隆君 私は、今農業移民で銀行が貸し付けたときに非常に成績がよかったところがある、こういうお話でございましたが、おそらくそれは先方でもって農業移民がコーペラティブを作つ

て、協同組合を作って、そうして一致団結してやっている所が非常に成績がいいので、この例はすでに私どもはいろいろな所で聞いておりますが、そういうような一つの指導が当然必要なことであります。先方へ行つて必要なことであります。これはやはり農業方面のその道のものが向うに行つて、そうして組織をしてやつて行くよりほかは方法はない、そういうようなことと、それから企業移民を考えたときに、これは独立の採算もつて、一定の計画のもとに、資本も持つてゐるのですから、これはある程度できると思ひます。普通の農業移民というのは資本も持つておりませんし、渡航費を目当てにしてそれでもつて向うへ行つて新しい仕事にとりついてやつて行くのですから、そういうようなものに對する銀行の信用があるはずがございません。そこでどうしてもそういうような組織を作るといふことになつてくると、やはり農林省方面がもつとこの中に入つて行かなければ、先方におけるところの仕事が進まぬと思ひます。そういうような意味で外務省が窓口になつて仕事をせられる、これは私は差しつかえないと思ふのですけれども、しかしこの内部の仕事に関する限り、先方が受け入れるものはほとんど農業者、また農業に關係をした企業移民、あるいは漁民もあるかもしれませんが、これは同様であります。

そういうような關係で、非常に農林省とは關係が多いと思ふ。単に大蔵省との關係は渡航費を貸すという、資金を出すというその面だけで大蔵省との關係ができておるのですが、そうでなくてその金を有効適切に働かして、そ

うして大きくそれを発展させる立場の仕事というものは、これは非常に大きな分野がある、これは私は外務省の事務局の中を充実しておやりになるということも一つの方法でありますけれども、しかし農林省との関係、農林省の知恵、経験、そういうものによつてこれはもう当然行わなければならぬ問題であるし、それから国内におけるところの移民の選択、そういうものも、かようなものもこれは当然農林省が大きく中に入つて適格者を選ぶべきではないか、こんなようなことを考えなくてはと、この法律はセクショナリズムが非常に過ぎきつておるのではないかと、もう少し国策会社ならば国策会社らしい考え方で、もっと手を広げて行くべきではないか、こういうことで法文の上にもその形をはつきり出すべきではないか、こういうふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(矢口龍藏君) 私からお答え申し上げます。まず最初の技術指導者の意味、そういうこの指導者のことにつきましては、われわれが最も頭を痛めておる次第でございます、南伯ども、アマゾン地区における移民の技術指導ということについては何とか要結の道がないかといふ苦慮しております次第であります。と申しますのは、先ほども政務次官から御説明申し上げました通り、計画移民、いわゆる自作農と言いますか、向うに土地をもらひまして、未開の土地を開墾いたしますのは、向うの政府が経営しているものでございまして、その中に日本人が入つて行つて指導をするというような形式をとることは、非常にデリケート

な問題を起しまするので、むしろ、これはできないのであります。現在指導員と称するものが向うに行つて入つておりますが、これは建前上通訳といふ名前で、言葉のあつせんと言いますか、仲介並びに役場の仕事みたいな、あるいは病氣したときとかそういうったときのことを世話しておりますが、かたがたそういう指導員の大部分は二十年以上も向うにおりますものですから、技術に関する知識も現地に即したのですから、そういうものを通訳といふ名目で許しておりますのでございます。今後幸ひ予算が取れて、技術指導者を向うに出すといふことは、どういう工合になつておりまするか、もちろん種々御指摘がございました移民協定なのでありますけれども、見通しといたしましては非常にどういう形式で中に入れるかといふことは、むずかしい問題でございします。と言いますのは、日本人があまりに嫌に行つた先、養子にやつた先のことまでも心配し過ぎるという意向がブラジル側にある。ことに排日分子の中にそういう意向がございしますものですから、そういう困難があることを御了解願へれば幸いだと思ひます。しかし何としてもこれを解決しませんと、現在直面している問題が解決できぬものでございますから、あらゆる手を打ちましてわが方の技術指導者が行けるようにしたいものだと思ひ願つておる次第でございます。

それから組織の問題でございしますか、仰せの通りぜひこれはやらなければいけません。しかし幸いに各地域におきましては協同組合をこしらえてござい

ます。今度この会社から當農資金その他を貸し出すにいたしました。個人を対象といたしません。この協同組合を対象としたつもりでございます。それから移民の選別、募集等のごとき国内事務につきましては、先般各種々農林省側と話し合いをいたしました。それからそ次官申し合せもできております。閣議の了解もございまして協力し得る態勢はできておるつもりでございます。

○委員長（江田三郎君）　ちよつと速記中止をやめて。

○委員長（江田三郎君）　速記をつけ。

○清澤健英君　ただいま東君がだれか金の質間で、この資金の面で、国内の資金を約一カ年で一億円集める。これに對して二カ年で一億円出るでしょう。政府が二億円、民間一億円というのですから……。その資金の内容は大体民間融資からと移民先の現地の成功者から集めるのだと、だがしかしその大体の、どういふ人から集めるという点に對しては、これは今言えない、こういう御答弁であつたと思う。私はこの問題は非常に本案を審議する上に重要性があると思ひまして、しかも法案が通りますと、十月一日か何から出発するといふ法案になつておる。新聞等によりますれば、移民会社の会長などは青木一男氏がこれに當つて、参議院を兼ねるために特別の法案を出すというほど計画が進んでいるのだと思ふのです。ここのういふ新聞が出てゐるほど相当計画が進んでいると思ふ場合に、約二カ年にわたり一億円の投資をするという、その顔ぶれは非常にこの会社に對して將

○委員長(江田三郎君)　ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（江田三郎君）速記をつけ

来私は重要性があると思う。願ふれによつては会社の性格が違ふかもしれない。それが言えるのか、言えないものか、まずお聞きしたい。

○政府委員(園田直君) 先ほど答弁いたしませんでしたのは、言えないという意味ではございません。また答弁の段階ではないということでございます。

今おっしゃいましたように、率直にこの会社の人事等についてわれわれ意見を申し上げると、社長の持つて行くき方で、民間資本が集まるか、集まらぬかということは非常に大きな影響があると私も考えておるわけであります。

従いまして新聞等で発表されたことは、出されました名前の不適当、適当ということは全然考えておりませんが、そういう人選やあるいはそのような進め方は、全然大蔵省も、外務省もいたしておりました。これは責任を持つて申し上げます。われわれが考えておりますのは、この会社の社長というものは、今おっしゃいました通りに、民間資本を集めるために、非常に大きな影響がありますこと、それから相

当な経営手腕がなければ公益的なこの会社が企業運行不能になるおそれもございまして、これについては相当慎重にやらなければならぬと考えておりますが、ただいまここで御報告申し上げられることはこういうことでございまして、各省のいろいろな張りなどを捨て、たとえは具体的に言う、外務省の外交官上りであるとか、あるいは農林省、大蔵省の上りであるとか、そういう方はやめて、経済界から御相談を申し上げた方が適當ではなからうかと考えております。個々の人選については法律案の相談中でござい

いたしますから、その人事等まだ審議する段階ではございません。しかしその下の理事級になりますと、いろいろな関係がありますから、農林省やその他から推薦された、あるいは関係のある方々を入れた方がいいのじやないかと、この程度に考えております。

○清澤俊英君 私は社員の推薦範囲をお伺いしているのではなくて、資本を集めるのは大体どの方面から集めるのだという大体範囲があるわけですか。海外事業に何ら関係のない者が投資することはまずあるまいと思ひます。だがしかし何と云うのですか、政府機関のような銀行等もありますから、そういうものを中心にしてこれくらい集め、現地のこういうような成功者が、あるいは漁業で成功している者もあり、農業で成功している者もあり、あるいは他の工業で成功している者もあるから、そういう方面でどれくらい集めるのだというくらいの方角が定まらなければ、今さら社長がきまつてからその資金の集め方が出てくるような話じゃ、これが出て出でるができないわけなんです。そう私も考えるので

す。従つてその顔ぶれによつて、また会社なんかの内容が、考えが違つてくると思ふのだから、だからそのくらいの範囲くらいわかるでしょう。

○政府委員(園田直君) 初年度の資金は、民間資本は五千万円と予定しております。一億じやございません。その資金面の大体の方角等は、確かにおっしゃる通りに、全然無関係なところからは集りませんので、やはり海外に關係のある、一例をあげれば、いろいろな運搬、汽船、航空会社であるとか、あるいはそういう關係のある方面か

ら……会社じやございません、そういう關係の方角から集めなくちゃならぬ。一部はおっしゃる通りに金融方面からとる。現地は初年度は考えておりません。しかしその詳細な数字等については、まだ御報告する段階に至っておりません。

○清澤俊英君 あと一つ……。

○委員(長江田三郎君) 大休今度連合審査でやつてもらつたらどうですかね。

○委員(長江田三郎君) 連合審査會に關する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六条に基き日本海外移住振興株式會社法案について、外務委員會と連合審査會を開催することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(長江田三郎君) 御異議ないものと認めてさう決定いたしました。ただいまの決議に基き委員長は外務委員會に申し入れることにいたします。速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員(長江田三郎君) 速記をつけ。暫く休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後二時十七分開會

○委員(長江田三郎君) ただいまから委員會を再開いたします。

砂糖の價格安定及び輸入に關する臨時措置に關する法律案を議題にいたします。

本法律案につきましては、去る五月三十一日の委員會において提案理由の

説明を聞き、次いで委員長から法律案審査のため必要な資料を要求し、また全部出そろわないのであります。會期も切迫しますので、本日は法律案の内容について農林及び通産兩當局から一応の説明を聞くことにいたしました。存じます。

なお、この際農林及び通産兩當局にお尋ねいたしますが、去る六月六日、本法律案の審議に必要な資料を六月十一日まで提出するようお願いして、まだ全部出そろわないのであります。これら要求資料の未提出のものは、来週早々商工委員會と連合審査の都合もありまうので、今週中に提出ができませんかどうか、お尋ねいたします。

○説明員(日比野健兒君) 今週中に出席する件についてお諮りいたします。本院規則第三十六条に基き日本海外移住振興株式會社法案について、外務委員會と連合審査會を開催することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員(長江田三郎君) それでは今週中に資料全部の提出をお願いいたします。

それでは最初に説明を……。(説明は済んだよ)と呼ぶ者あり) それでは御質問をお願いします。

○小林孝平君 いろいろお尋ねしたいのですけれども、基本的な問題を最初に三、四お尋ねいたします。今のこの砂糖の消費でございまして、最近の原糖を輸入して全部精製されたものを國內の消費に充てているのですけれども、以前は日本は國內においては黒糖を消費し、さらに台湾から赤ざらめが入つてきて、それを相当消費していただけたんです。最近では全部精製されて精製糖として消費されておるんですけれども、こういう關係についてどういうふうな農林省はお考えになつておるか、もつと精製しなくとも一般の國民に、希望しているものもあるし、また積極的に消費したらどうか。

○説明員(桑原信雄君) おっしゃる通りに、戦前におきましては台湾からおにも入ったわけでありましてけれども、含密糖と私たちは稱しておりましたが、いわゆる赤い色をいたしまして、赤ざらめというものが入つておりました。これが大量消費されておりましたのと現在と比較いたしますと、さうな相違が現出しているものと思つております。これにつきましては戦争後におきまして、かつて砂糖を主食の代替に配給したこともあつたわけでありまして、これは非常に問題になりまして、これにはダニがゐるといふ問題を厚生省に依頼して、いわゆる戦後におきまして輸入粗糖をそのまま消費していかどうかというところで調査を依頼いたしましたわけでありまして、その結果によりますと確かに好ましくない、絶対いけなしいと書いてありますけれども、直接消費いたすことは好ましくないと正式な回答をいたして

おりますので、現在われわれとしましては、現在の輸入粗糖を直接に消費されることは好ましくないといふふうな考えをしております。しかしながら、お話をうに實際粗糖を直接原料とした、これを熱を加えて煮るのであるから差しつかえないではないかという説もありまして、今申し上げましたような意味で、広い意味におきましては粗糖の直接消費は好ましくないといふふうな考えをしております。もつとも菓子原料とかいうようなものでありまして、明らかにどう間違つてもさうな心配はなからうといふものにつきましては、年間を通じて少量ではありますけれども、直接に粗糖を原料とす

るものに対して粗糖が行き渡るということも若干考えておりますが、全体的にはかような意味でいたしております。なお台湾から昔入りしました赤ざらめにつきましても、現在さようなものは台湾から日本に輸入するようにというお話もありませんし、現在台湾からおもに粗糖が入って参つておるような状態になっております。

○小林孝平君 今おっしゃった菓子の原料や、そういうものとして相当消費されているわけなんです。そういうものは、特に上等でないものは粗糖でいいわけですから、これはもつと積極的に入れて、今回特にこういう法案を出されている趣旨から考えても、そういうものを相当入れて消費したいというふうな考え方です。これはやはり製糖業者がこんなものを入れてももうからないから入れないのであって、そういう意味合いからこういうものを積極的に入れるように指導なり何かできないのですか。

○説明員(桑原信雄君) これは通産省の方の關係にもなるわけでありまして、けれども、私も少ししましてはやはり安いものを国内に入れます、それを国内で消費するという面から行きまして、ひと通り結局粗糖に移つてきておるといふふうに考えておりますが、流れといたしましては、今申し上げたようなことで消費して行くという方向にきております。

○小林孝平君 今の粗糖をそのまま精製しないで業者に流れるようにしたらどうですか。それをみんな精製しなれば一般に出ないようになつておるから困るわけなんです。そういう指導は、指導というか、何か措置はできないのですか。

○説明員(桑原信雄君) ちょっと先ほど申し上げましたのですが、粗糖にダニがついていてという問題で好ましくないという線が打ち立てられておるわけで、それに従つていけば菓子の原料というふうなことになるまいし、明らかに心配もなかるうというところで、まだ禁止いたしましたのでは、いわゆる通俗にお菓子というふうな方面につきまして困るというふうな面があると思つたので、直接それが人間の胃袋に入るといった心配もないというふうに見ましたので、若干のものは菓子の原料に出しているような状態になつております。

○説明員(桑原信雄君) ちよつと先ほど申し上げましたのですが、粗糖にダニがついていてという問題で好ましくないという線が打ち立てられておるわけで、それに従つていけば菓子の原料というふうなことになるまいし、明らかに心配もなかるうというところで、まだ禁止いたしましたのでは、いわゆる通俗にお菓子というふうな面があると思つたので、直接それが人間の胃袋に入るといった心配もないというふうに見ましたので、若干のものは菓子の原料に出しているような状態になつております。

○小林孝平君 現に粗糖の一部をそういう菓子の原料に使っているのですから、さらにこれをもつと広く、そういうお菓子の原料が相当あると思うので、そういうところに流したらどうか、これはやはりそういうふうにならないのは、製糖業者が精製しなればもうからないからみな精製するということになるわけじゃないですか。

○説明員(桑原信雄君) 私たちとしては、今の食品衛生法と申しますが、食品衛生的な見地からさように申されておりますので、これを守つていけるのでありまして、結果的にはさうになるかもしれないが、さうな方法と言いますか、製糖会社の原料にすることを第一眼目といたしまして、さうな方針をとつていけるというわけではございません。

○小林孝平君 それならば、先ほど第二部長の言われたように、少量は直接消費されるおそれがないから直接消費に回していいと言われたのですけれども、それは食品衛生法とどういふ關係にあるのですか。

○説明員(桑原信雄君) これはダニがついていてという問題で禁止されているというわけじゃありませんので、好ましくないという線が打ち立てられておるわけで、それに従つていけば菓子の原料というふうなことになるまいし、明らかに心配もなかるうというところで、まだ禁止いたしましたのでは、いわゆる通俗にお菓子というふうな面があると思つたので、直接それが人間の胃袋に入るといった心配もないというふうに見ましたので、若干のものは菓子の原料に出しているような状態になつております。

○小林孝平君 国内の需要は、私も具体的に幾らあるかというところはわかりませんが、相当あると思うので、戦前にどここの農村に行つても相当消費しておつた。最近では全部精製糖になつていて。これは全部が精製糖だからやむを得ず使つていて、われわれの家庭でもこれは煮物や何かにはその方がいい。だからこれは積極的に、もうからないから入れないだけの話であつて、そういう点をもつと改善される必要があるんじゃないかと思うのです。こういう法案を準備され、提出されるような情勢から考えまして、その点積極的にそういうふうによられる意向がありますかどうですか。

○委員(江田三郎君) ちょっとそれをお答えになるときに關連しますが、厚生省の方でダニがあるから直接消費は好ましくないということだったというのですが、それは正式にどういふうな文書になつていたか、これを参考のために御提出願ひたいと思つた。それから直接消費というのはいふことなかな。つまり砂糖をそのまま食べるといふことが直接消費であるのか、あるいははるにしたり、煮炊きに使うのが直接消費ではないのか、直接消費とは何であるかということ。それから一体ダニがあるとどういふこと。砂糖は各地から輸入されておると思いますが、どこから入つてくるのか。そういうダニがついてくるのかどうか。それからまた当時特定の砂糖についてダニがはつたと思つたのですけれども、現在も輸入した砂糖についてそういう調査を引き続きなさつておるのかどうか。かつてそういうものがあつたというだけで、現在もあるのか、現在はそういうことはないのか。それとも一たんそういう調査が出たらその後はほうっておくのか。そういうことについてお答えをいただきたいと思ひます。材料を出してもらいたいと思ひます。

○説明員(桑原信雄君) ただいまも申し上げました、厚生省からの回答を得ましたというものにつきましては、後ほどその写を参考として提出させていただきますと思ひます。それから直接消費と申しますのは、私どもが申しておりますのは、やはりそれを煮るとかというふうなことをいたしませんで、そのままの姿で、そのある姿で人間の胃袋に入つてくるという意味のように入つております。そうしてそのダニがどこの産地のものについておるかという問題であります。当時一番問題になりましたのは、たしかキューバから入りました粗糖であつたと思つておられます。これはその後におきまして調査を続けておるかどうかというお話であります。特に調査を毎年々々続けるということをお願いしております。けれども、私たちが心配しておりますのは、当時問題になりました粗糖の入つておつた当時と、現在と同じような向うの生産状態であるというふうな聞いておられますので、依然として心配いたさなければならぬ状態にあるというふうな結論のもとに、すべていたしておる次第でございます。

○委員(江田三郎君) そこで今私が尋ねたことの答えが残つていて、わけで、たまたま当時の粗糖で一番問題になつたのはキューバだということですが、その当時、たとえば台湾とか、イ

インドネシアとか、いろいろ輸入先があると思ひますが、そういうようなところの国から輸入するものについても粗糖にはダニがおつたのか、あるいはキユーバだけにそういうことがあつたのか、その点は一体どうなんですか。

○説明員(桑原信雄君) ちよつと、いろいろその調査した品目が相当数に上つておりましたし、キユーバだけのものではないところも調べてあつたかと思ひますけれども、ちよつと持つておりましたので、後ほどまた参考書類としてお出しいたしますときにつけ足させていただきますと思ひます。

○池田宇右衛門君 関連……。ちよつとお尋ねするが、今、委員長からも言つたが、その前にただいまこれは小林委員からも申された通り、非常に關係するのだから、われわれこれを審議するに、先ごろの予算委員会である委員が質問したときに、非常な砂糖を取り扱うメーカーが、メーカーという業者をふやした、一体だれがふやしたのか、農林大臣か、通産大臣かと言つたら、通産省の官房長が新たにその数をふやし、それを指定したのだ、こういうことの答弁があつたのだが、また官房長も白々しく自分がやつたといううなことから申しますならば、案外農林委員会がこの法律を作つても、取扱業者は、いや、そういうのは通産省でさめて、受け入れはまた食管がこれを監督するのだというふうに順序が行くようなふうにとれるのだが、そうした取扱業者に対しては農林省の食管ではどういふ關係があるか、この点を一点明らかにしてもらいたい。それから今、委員長も小林委員も言つたけれども、われわれのように子供の時

分から、ことに田舎の方は黒ざらや赤ざらなり、赤ざらなんぞは衛生から言つても、健康から言つても精製砂糖よりもはるかに日本人の健康にいいというのを聞いたのです。なるほどキユーバにダニが幾らかあつたかどうか知らぬけれども、その後ほかの砂糖にはない。ことに菓子やその他日常の煮物などに使うには非常によく効果を出しまして、赤ざらの方ははるかに大衆的であり、値段においても、それから砂糖の利用価値においても人身の健康、保健の上からみても非常な効果がある。一部のただダニ問題で通産省が言つたからこれを直ちに片づけるということは當を得ない。この二点を関連しているから、よくその点まで調べておいたかどうか、お尋ねをいたします。

○説明員(桑原信雄君) 最初の問題でございますが、設備能力のふえた点であります、これは……。

○池田宇右衛門君 取扱業者をふやしたのだね、この間……。メーカーと、それから指定商人をふやしたのだらう。

○説明員(桑原信雄君) 指定商人ではないので、指定工場だと思ひますが。

○池田宇右衛門君 指定工場をふやしたのはどういふわけですか。それで、しかも通産省の官房長がふやしたと、こゝろ言つてゐるのだが、農林省は知らなかつたのかね、それは……。

○説明員(桑原信雄君) 精糖工場の設備能力がだんだんふえて参りまして、これが現在非常に国内で年間百万トン程度のもので加工消費いたしてありますのに對しまして、あまりに設備能力がふえ過ぎるということに對しま

して、これをあまりふえることは好ましくないことは當然のことでありまして、私たちの農林省の方をいたしまして、昨年の三月末現在においての設備能力以上に設備をふやしても、それをいふゆる外貨割当の場合の對象にいたしませんという通知を精糖工業会に出したわけでありまして。ところがその当時におきまして、これは多少前に予告をもつていたしたわけでありまして、けれども、当時からすでに資金繰り、あるいは設計を済ましておりました工場設備にかかつておつたところが二つあつたわけでありまして。それが完成いたしましたので、その二工場をいたしまして、私たちの外貨割当によりまして原料を得たいということにたびたび申請が参つておつたわけですが、しかし私たちとしては、設備能力のふえることは、おふやしになることは勝手でありまして、ふやしても、ふやしても外貨割当はいたしませんという基本線が一応ありました、かたがた食糧庁の方で外貨割当をいたしませんで、自由に入りますその他のインポーター割当、自由な砂糖を原料としたしましておやりになつていただければ、それは当初からの約束でございますというところで、私たちは実は昨年は外貨割当の對象にいたさなかつたわけでありまして。ところが、ことしの新年度になりまして、昨年度は大体その精糖工場に外貨割当をいたしたものが輸入数量の約五〇%程度であります。あと五〇%程度というものがインポーター割当になつておりました、これを競争して原料にいたしておつたわけでありまして、それがことしの四月から新らしい、今いろいろと御審議願つて

おりまするような方向におきまして、この五〇%のインポーター割当というものを、思い切つて減らしまして、いわゆる糖價の安定を期する上におきまして、できるだけインポーターが輸入して、それを自由に競争して原料を入手いたすという線を低めた方がよろしかろうというところで、大体二割程度、総輸入量の二割程度を自由にインポーター割当にいたし、あとの八〇%程度というものは、いわゆる既設の設備を持つております精糖工場に、一定の比率によつてこれを原料割当をいたすという方向に持つて行きたいということに當時の状態が變つて参つたものでありますから、そういたしますと、昨年のように半程度がインポーター割当でありまして、自由に原料を買つておとりになればいいじゃないですかというように非常に窮屈になつて参ります。ところが一方、昨年新たに設備をふやしても認めませんとは言ひましたけれども、当時私たちもさうな二工場がいろいろ計画をいたしてゐるということは知つておつたわけでありまして。その新設工場におきましては、今さらそう言われてもにわかにはたがたというところでおやりになつた結果でもあります。私たちも全く知らなかつたというわけではありませんが、今の原料の入手状態に變つて参りましたので、ことしこれを認めたわけでありまして。しかし認めはいたしましたけれども、その原料割当の比率は従来の既設の工場に對しましての設備能力の見積り方、設備能力の六割を認め、実績業者の利潤のために阻害されたいという点がそこに出てくるんだが、その点はもう少し研究して、どういふことでこ

のただけ認めるというので、従来の本筋のものはある程度差をつけて一応認めたという状態になつております。

○池田宇右衛門君 今の問題は質問者が違つただけけれども、新たに認めたのは農林關係じゃなくて、通産省の官房長が認めて外貨割当をした。そこに割り切れないものがあつたので、非常に問題にすれば問題を起すけれども、今日は問題を起すためにやつたのではない。農林省が全然知らないで、通産省關係にまかしておつたということ、法律は通産省關係とよほど協議をしなれば審議ができないという審議の過程におきますただ一端を申し上げたのだが、ただいまの答弁ではわからないから、その点は資料として、やはり農林委員の各位がはつきりわかつた方がいい。それで外貨割当はやつたら、新しい工場に割当ができる、去年から作つたものにそこにぽんと割り当てたなんというところは、見ようによつては、掘り下げればえらい問題が起りやすいことがちゃんと出てくるけれども、その出たものは今日とはがめたくないが、委員長に花を持たせて、委員長にこの問題はなかな問題がある、そこで今の赤ざらの問題は、なぜ大衆が好み、それから利用価値があり、砂糖の成分として非常にその成分が健康維持のために、一般大衆の間にも好まれ、利用のあるものを割るということ、やはりそういう關係から考へてみまして、業者の利益というところから大衆を忘れたらなつた、大衆の好み業者の利潤のために阻害されたいという点がそこに出てくるんだが、その点はもう少し研究して、どういふことでこ

ういうことになったかというところをこの際明瞭にした方がよいと思う。私はその点を質問いたします。

○説明員(桑原信雄君) 私たちといたしまして、少い外貨で砂糖を輸入いたしまして、これが問題になって今の糖価の安定とかいうことになっていくわけでありまして、できるだけいゆる消費者の好むものがたくさんで、きつとすることが一つの、量の少いものの増産にもなるわけでありまして、さういふことが好ましいとは存じております。何と申しますか、私たちがいたしましては、もし私たちのやり方においてそういう方向に向き得る点があれば当然いたさなければならぬ点でありまして、それをやらないうで、白いものでありさすればよいんだということではないと思ひます。思ひます、今の粗糖輸入をいたしまして、これを原料として加工しておるといふ点で、どうすれば今お話のありましたような方向にこれを導いて行き得るかという点に実は關心はいたしております。たとえば今の糖の成績の中に、これは糖糖実績というものは一つの精糖工場の加工実績になるわけでありまして、この中にはたとえば角砂糖も入っているというふうなことになるわけでありまして、いろいろな何とかが私たちの手の尽せるところで、これがある程度こうした変更させる余地があれば変更したいと一生懸命考へておりますが、今のところでは十分の点まで参つておりません。

○池田宇右衛門君 もう一点お尋ねしますが、それでは砂糖業者とか、飲食店の砂糖を原料としてやる業者だとか、あるいは一般におきまして、もとは長野あたりにしろ、多く山間の農家は白んというものはほんとうに客があるときだけ使つて、あとは一般に赤ざらで煮付けをすればそれで済んだ。料理などにもこの方が非常に利用されから、これら大商社を呼んで、みずから食管で研究したことがございまして、なればならぬと追及しませんが、なかつたら、そういう大衆的なものは業者の代表を呼んで研究する必要があるが、この点はどうか。

○説明員(桑原信雄君) 国内の精製した砂糖の流通過程につきまして、私たちの方といたしまして相当重大な責任を持つてゐるわけでありまして、いろいろな調べてさういふことに参らなければならぬと思つております。思つておりますが、正直に申し上げまして、今までのところ、地方に参りましてそういう実情をお聞きいたすとかいふことは実行されておりました。

○委員(長江田三郎君) 小林君にお尋ねしますが、今の資料の要求、精製糖以外のものがどういふ事情にあるかといふことは、現在ではほとんど精製糖しか出してないから、現在ではその需要といふものはつきり出てこないと思ふのです。そこで今あなたのおっしゃるの、戦前にどういふような消費があつたかといふこと、もう一つは、そこから推定して現在にさういふ分密糖なり、粗糖がそのまゝ消費してもよいといふことになれば、どういふ消費量が出るかといふ推定量、こういうことになりませんか。

○小林孝平君 そういふことと、現在でも、さつき第二部長は若干そのまゝ粗糖で用いてゐる言われているので、だからそれはどういふところにあるに在るのか、それと同じような用途が相当あると思ふ。だからそれは推定どのくらいあるのかといふものも、あわせて委員長の言われたのと同じにお尋ねしたい。

○説明員(桑原信雄君) 粗糖でどのくらい一休需要があるかといふことと、さつき砂糖の約六割程度は菓子原料になつてゐると思ひますが、その菓子屋さんあたりのお話を聞きますと、私のところへ昨年あたりからずいぶん陳情が参つたわけでありまして、粗糖で直接われわれが必要とするのは十八万トンであるといふことをいゆる世俗に申しております。ところが実際の現在の菓子の状況から行きますと、好む好まないはいろいろございまして、好む好むも、十八万トンの粗糖がそのまゝ菓子に、いわゆる菓子原料として直接消費されるというところはとうてい私たちに想像がつかないかたがたありますが、戦前と戦後は問題でありまして、戦前と戦後とで消費状況になつてゐるかどうかといふこととありますけれども、戦前と戦後のある程度いゆるに私たちが業者から、加工面から情勢をお聞きいたしまして、それを寄集めて試算いたして見たようなことはございまして、今の状態がかうである、明確に一つの組織立つた調査方針に基いて調査いたしましたものは、かようなものでございまして、いゆる確信のあるものは、正直に申し上げましてちよつと出しにくい状態になつております。

○小林孝平君 今度の法案で、この砂糖価格の安定をはかるというところになりますけれども、これは輸入がもつとよけいになれば、こういうことは必要ないわけですね。そこでこの法律でもって達成を見込んでゐるくらゐのことをやるためには何万トン入れたらいいのですか。何万トン入れたらこういう法律は要らなくなるのですか。

○説明員(桑原信雄君) たとえば昭和九年から十一年の三カ年平均で十四キロと申し上げましたが、これに對しまして、昭和三十年度の推定人口をかけますと百二十万トンといふ数字になります。

○小林孝平君 今度の法案で、この砂糖価格の安定をはかるというところになりますけれども、これは輸入がもつとよけいになれば、こういうことは必要ないわけですね。そこでこの法律でもって達成を見込んでゐるくらゐのことをやるためには何万トン入れたらいいのですか。何万トン入れたらこういう法律は要らなくなるのですか。

○説明員(桑原信雄君) 今度の法案で、この砂糖価格の安定をはかるというところになりますけれども、これは輸入がもつとよけいになれば、こういうことは必要ないわけですね。そこでこの法律でもって達成を見込んでゐるくらゐのことをやるためには何万トン入れたらいいのですか。何万トン入れたらこういう法律は要らなくなるのですか。

○説明員(桑原信雄君) 今度の法案で、この砂糖価格の安定をはかるというところになりますけれども、これは輸入がもつとよけいになれば、こういうことは必要ないわけですね。そこでこの法律でもって達成を見込んでゐるくらゐのことをやるためには何万トン入れたらいいのですか。何万トン入れたらこういう法律は要らなくなるのですか。

○説明員(桑原信雄君) 今度の法案で、この砂糖価格の安定をはかるというところになりますけれども、これは輸入がもつとよけいになれば、こういうことは必要ないわけですね。そこでこの法律でもって達成を見込んでゐるくらゐのことをやるためには何万トン入れたらいいのですか。何万トン入れたらこういう法律は要らなくなるのですか。

ます。百二十万トンあったら大丈夫かどうかという問題は、いろいろ問題があるのですが、一応数字的にはさうな計算が出て参ります。

○小林孝平君 この百二十万トンを入れることはできないのですか。

○委員長(江田三郎君) なお小林君、通産省からも見えております。通商局の農水産課長。

○説明員(日比野健児君) 今の御質問で、九十五万トンの数を百二十万トンにすることができないかという御質問であります。御承知のように、国際収支の面で制約がありますから、百二十万トンを今年度なり、来年度なりに入れるだけの外貨がふえるということ、今のところ見込みが立ちませんので、現在の見通しとしては、九十五万トンということで絞っておりますので、むしろ絞るがゆえに今度の法案が出てくるというところであります。

○小林孝平君 外貨事情の窮乏のことはわかっておるのですよ。百二十万トンまでなくても、これは若干ふやすことによって、今のような法律が案になるかも知れないのです。たとえばもう十萬トンとか、その程度のもは、外貨事情も相当好転しているのです。輸入することはできないのですか。もう外貨事情が窮乏なこととはわかってる。わかってるけれども、それくらいのことではできないのかどうか。

○説明員(日比野健児君) ただ問題は十萬トン追加したら値段が下って、今度の法案で考えているような処置が要らないかどうか、その見通しの問題もあると思ひますけれども、砂糖だけ取り上げますれば、十萬トン入れるとし

ますれば、トン百ドルと見まして一千万ドルという計算になりますけれども、なかなか今の事情では一千万ドルの外貨を砂糖だけに使うというふうな事情にはないと思ひますので、簡単に十萬トン追加輸入可能ということとは考えられないと思ひます。

○小林孝平君 そうしますと、砂糖についてはこの外貨必要量は九十五万トンよりふやすことはできないのですか。

○説明員(日比野健児君) これは今の外貨と申しますか、輸入予算で組んでいる範囲内では十萬トンふやすことはできませんけれども、またいろいろ輸入の減少とか、そういう問題が起きて余裕ができれば、あるいは組めるかも知れませんが、それは他またほかの物資で追加輸入の問題もございまして、そういうところとかかね合ひもありますので、十萬トン可能かどうかということは、そういう要素も十分に予想してからでないと、可能だとは言いきれないのであります。

○小林孝平君 非常に回りにくく言われるのでわかりませんが、私は十萬トンというところにこだわっているわけではなくて、相当外貨事情も好転しておる。そこで現在の情勢は九十五万トンというものはぎりぎりのものであつて、これ以上絶対にふやすことはできないのかどうか、そういうことをお尋ねしておるわけですか。相当余裕があるのじゃないですか。外貨事情も相当好転してきておるんです。

○説明員(日比野健児君) いわゆる砂糖だけに限って申しますれば、十萬トンの余裕は、国際収支の好転等の事情

もあり、可能ではないかというお考であります。砂糖だけ考えればあるいはそう言えると思ひますけれども、そのほかのいろいろな物資の今後の情勢等もあるもので、もう砂糖だけ取り離して収支を考へても、おそらく実現不可能なことであるので、そういう意味から、今すぐ十萬トン可能かどうかという御質問については、今のところ見通しははっきりしないと、こういう事情になつております。

○小林孝平君 私何も、繰り返して言っているように、十萬トンにこだわっているわけではないのです。それから外貨の問題は砂糖のことだけをわけても考へてきまるものではないことはわかつておる。總括的に見て外貨事情も好転しておる。こういう際にこういう新たな法律を作つてやなければならぬという状態にあるのだから、もう少ししよけい入れることはできるのかどうか、これは農林水産課長には御答弁無理かと思ひますから、まあやめておきましよう。またいづれやるでしよう。

○委員長(江田三郎君) まだたびたびやります。

○小林孝平君 その問題は、それじや私は今なぜ輸入量を増加しないか。こういう非常に重要な法律を出されるのに、今輸入量をある程度増加すれば、そういうことをやらなくてもいいというとき、その輸入量を増加するのかわないのか、そういう重大な問題の答弁がなければ、この法案の審議はほんとうはできないのです。委員長。そういう責任者を呼ばなければ困ります。念のために申し上げておきます。

○委員長(江田三郎君) まだ予備審査

の段階でございまして、本付託になりましたら、それぞれ責任者をお呼びしてお聞きとりたいと思ひます。

○小林孝平君 それからもう一つは、この法案を見ますと、非常に中途半端です。こんなことで私は効果が上るとは思われぬのです。こういうことをほんとうに効果を上げるためには、今も言ったように、砂糖は九十五万トン以上入れられない。それで現実の情勢はこうだ、そうしてどうしてもやらなければならぬというならば、こんな中途半端のことではなくて、農林省が食料管会計で全部を買い上げて、そうして売り渡す、こういう直接政府が現物を操作する方法をやらなければだめだ、こういうことをやらないで、こういうあいまいなことをやろうとしているのは、どうしてこういうことになるのですか。

○説明員(新澤肇君) 先ほどの質問と関連するわけでございしますが、外貨事情並びに需給事情等から、三十年度におきます輸入予定数量を九十五万トンとおいたわけでございしますが、一応私も過去の、先ほど業務第二部長から御説明申し上げましたような、最近におきます需給の趨勢から考えまして、九十五万トン程度の輸入であります。砂糖の価格というものは、その家計に負担のないような面から安定した水準を維持できるという考えを持っておるわけでございます。ただ、もちろん砂糖の価格というものは輸入と非常に関係いたしますので、この九十五万トンというものは必ずしも固定的なものであるとは私も考へておらないわけでございまして、この法律をきめるときは閣議の了解におき

ましても、一応九十五万トンで、この法律で考へられているような措置を講ずることによりまして、大体砂糖の価格は現在程度の水準でずつと行く、さうしてまた輸入が計画的に行くことによりまして、またこの法律による措置が講ぜられることによりまして、徐々に価格が下つて行くだろう、従ひまして、この法律が三年という限時法になつておるが、三年の間に、一方においては外貨事情の好転によつて輸入量もふえ、同時に、砂糖の価格がこの法律の効果を發揮して安定し、しかもだんだん下つて行くということによつて、所期の成果をあげ得るやうにということをお願いしておるわけでございしますが、一応私もいたしましては、現在の状態におきまして九十五万トンの輸入という限りにおいては、この法律で予定いたしますやうな操作においては、一応所期の目的を達することができるとは言いかないかということを考えております。もしこの法律の効果がここに定められておりますだけで達成されないという状態はつきり見えて参りましたら、第一段には輸入の面においての考慮を関係省とお打ち合せしてすると、さらに進んでは現物を持って操作をするというその輸入の方は解決できない、外貨事情によつてどうしても解決できないということになりまして、政府が現物を持って価格安定の操作をやるといふこともやむを得ないではないかというふうにお考へておるわけであります。さういふやうな了解で法律ができておるわけでありまして、一応私もいたしましては、現在の段階においてはさういふやうな、直接に政府が物を持ちまして現

物操作によってでなければ、所期の効果を上らないのではないかというようなどことは一応想定しておらないわけでありまして、十分この法律で考えられる程度の範疇内で行けるだろう、こういうように考えております。

○清澤俊英君 いろいろお伺いしてありますが、この法律ができましたら砂糖の清算取引はどうなります。

○説明員(新澤孝君) 一応この法律では安定帯と申しまして、一応一本の価格でありませんが、ある程度の幅を持たした価格を定めるということにいたしております。もちろん取引業者の側から言いますれば、もう少し、もう少しと申しますか、その幅がたくさんあった方が望ましいという希望はあるわけでございますけれども、一応法律の目的が価格の安定をするということでありますので、その安定帯の幅をむやみに広げるということができませんので、大体過去におきます正常なと申しますか、変動率以内はこの価格の変動を抑えて参りたいという意図で安定帯をきめたい、こう思っておるわけであります。非常に取引所としましては、いわゆる過去のような非常に大きな値幅の動きがありませんので、いわゆる相場のおもしろ味というものは、もちろんなくなってしまうと思えますけれども、取引所本来の機能でありますヘッジングの作用というものは、やはりこの安定帯の幅の中で果して行けるのではないかと、こういうふうに考えておりますので、さしあたって清算取引所を閉鎖するとか何とかいうことを考えておりません。この法律と並行して清算取引を運用して行く、こういうふうに考えております。

○清澤俊英君　どうも私はそれがわからないんだね。もうすでにアズキなどが大問題を起しているでしょう。あなた方の関係じゃないけれども、農林省の關係で大問題になっている。一応解け合いができた、こうは言うのであり

ますが、現実においては、仲買いにしてみても、委託業者にしてみても一銭の金も納めない、そして数億の金も

うかつたのを損している。一万二千元から現在五千元を割ってしまうような大幅の動きをしていることは、結局品物がないのにああいうものを持っているから、そういう大割れのものでできる。安定帯価格を用いなければならぬような中に、ああいうものが大体必要なのでしょいか、どうでしょいか。そういう一応投機的な取引のできるものを残して、一面には外貨で押えて、統制をとっておって、その中でまた価格の統制をとっておって、その中で自由に勝手に勝負せいということでは、結局は消費者が迷惑するだけの話じゃないですか、どうも一貫した方針がないのじゃないかと思うのですが、その点はどうなっておりますか。

○説明員(新澤幸君) 本来の目的から言いますれば、取引所も本来は価格安定の作用を持つものとして生まれたものだというふうに考えておるわけであります。ただ現実の問題として、供給が非常に不足の場合におきましては、その本来の取引所の機能をはずれたいわゆる恩恵的な面が強く現われてくるという現象がしばしばあるわけでございますが、砂糖につきましても、過去におきましては、年間の供給量、輸入量等から見ますれば、そう大きな幅は予想されないわけでありますけれど

も、時期的に、需麥期に對して、いろんな通商上の諸事情によりまして、需に見合つた供給がなされなかつたといふことで、非常に時期的に大きな相場場の動きがあつたといふことは、過去においてはしばしばあつたわけござ

います。この法律によりまして、一応この数字を計画的に年間にならして、需要にマッチしての供給が行われます

るならば、十分年間を通じての砂糖の価格の正常な水準というものは維持できるようにするのがいいかということを考えておるわけでありませう。そこにこの御審議を願っております。一方取引所におきましては、取引所をいわゆる相場の具として利用するという面から考えますと、妙味がなくなり、おもしろ味がなくなってしまう、そういうことになるわけでありませうけれども、取引所の本来の機能というものは、やはりこういう大量取引の商品でありますし、完全な統制を行うわけでもありませんので、一定の幅の中の安定ということでありませうので、やはり取引所の機能というものは、この法律と並行して存在し得るのじゃないかというふうに考えておるわけでありませう。この法律の存在によりまして、過去のような、非常な時期別の不安定な需給関係を発生することを防ぐことによりまして、取引所における、いわゆる思惑的なことが多く現われてくるような現象というものは、非常に制限されてくるのじゃないかというふうに考えます。

○澤澤俊英君　それは自由に輸入もできて、そうして自由に買える場合には、価格安定帯を取引によってできる

かしれませんけれども、何といつても頭を押えている。輸入量を押えている。押えている中で補助金で買入れのだから買い占めが楽だ。だから相当の価格の開きができる。今もらった資料を見ましても、大体一斤五十五円く

らいと出ている。それが現実は一斤と言っておるが市場では百匁です。われわれが買う場合には百匁幾らなんです。

それは五十五円なり、六十円なりというのは、一斤に直せば七十五円とか、八十五円になる。そういう勘定になる。非常な開きを持ったものが、値段が維持せられておりますことは、とりもなおさず、そういう買ひ占めを案にさせておるから、そういうものができるわけです。私はそう思う。そういう中で十円のを吸ひ上げたとか、吸ひ上げないとかいっても何ら価値がない。

○説明員(新澤肇君) 先ほどもちつと申し上げましたように、九十五万トンという数字が、年間を通じて期別にいろいろ需要の波があるわけでございしますが、その波に合わせて入ってきますならば、昨年あるいは一两年前に起りましたような非常な影響、大きな価格の暴騰ということとは生じないんじゃないかということを考えておるわけでございます。過去におきまして、確かに戦前に比べてまして、戦後の砂糖の供給量というものは、必ずしも需要の全部を満たせるほど十分ではなかったと思いますけれども、しかしそれ以上年間を通じての供給量というよりも、ある季節をとりましての需給の不均衡というものは、非常にある時期に大きな価格の変動を現わしておるわけであります。もちろん供給が全部の

需要を完全に満たしているわけであり
ませんので、価格がある程度の水準、
国際価格の水準よりも若干上目になる
ということは、これは避けられないこ
とだと思えますけれども、しかし九十
五万トンというものを計画的に入れる

ことになりますならば非常に大きな暴騰、一兩年前にわれわれが実際に見ましたような、あういうような現象とい

うものは、これは完全に防げるのではないかというふうに考えております。

○清澤俊英君 一昨年の暮から昨年の春先だと思いますが、砂糖が大高騰をして、百匁百円近くまで行ったことがある。その当時は百二十五万トシ輸入をしていたと思う。やっておりますよ。これはもっぱら大騒ぎしてでんぐり返したのだから、僕ら記憶に残っているが、そういうような高騰をするのだ。結局それは今幾らか安定しているというのは、農林大臣が専売にすると、いうから、びっくりして自肅しているだけで、自肅の範囲内でごまかしているだけの話で、ただその範囲でごまかしているだけで、相当の値幅をもって、ちゃんと一定の段階の値幅をもって安定しているだけの話なんです。安定帯価格を期限を定めて作っているのだからということになればそれで済むが、もっとやはり価格を安定させておく方が、大衆消費大衆のためだということになれば、もっと親切でなければならぬと私は思う。

○説明員(桑原信雄君) 私どもはこう考えておるのですが、昨年の一年間の年間平均の価格に對しまして、どの程度の幅に動いたかと言いますと、二五%上下で動いております。基準価格に對して、平均いたしました価格に對

して二五%の上下の開きが大幅にあつたものですから、それによりまして、菓子屋さんにしましては、何でも、それを原料にいたします人が、実にどうやって、砂糖を原料としておる工業として、経営を立てていかかわらないというわけで、非常に苦しんだわけですが、それが今の価格安定帯の幅の中という事になって参りますから、従つて取引所関係のうま味は減つて参りますけれども、一応一つの幅の中にそれがおさまつて参りますから、二五%も上下に開いたという事なことでトラブルするということとは減つてくるんじゃないかというふうに考えておるわけでありませう。

○東陸君 私は本年の輸入量が九十五万トンというお話であります。日本の砂糖の消費量はざつと百万トン、こゝういふに考えていたのですが、いろいろの問題が伏在しておる一番根本の理由は、精製能力、これが現在非常に多くなつておると思ふのであります。この精製能力は約三百万トンぐらいあるんじゃないか、こう考えておりますが、そのようになつておりますか。

○説明員(桑原信雄君) お話のうちに、現在国内にありますが、製糖工場の能力をフルに動かすと言いますか、いわゆる査定いたしてみますと、一日の製糖能力は八千九百トンに見積られます。従ひまして、これを年間二百五十日稼働というふうなことにいたしますと、年間これが動きますと、二百二十四万トンの精製能力があるということになるわけでありませう。

○東陸君 約二百五十日稼働として二百二十四万トン程度というお話ですが、私の調べたところでは、ざつと三

百万トンの精製能力がある。そうして、しかもそれが例の砂糖会社が非常にもうけたときに競つてその施設をやつた。従つて八十万トン輸入しておつたのを、今回はそれを九十五万トンにふやして、そうして砂糖精製業者を喜ばせておるわけでありませう。先ほどお話をありました黒砂糖や、そういうような精製をしない砂糖は十八万トンでは多過ぎる、こゝういふお話だったので、これは私は何を根據にそういうことを言われておるのか非常に疑問なんです。というのは、白砂糖とそれから黒砂糖と、どっちが一体高いのですか。もし白砂糖よりも黒砂糖が高いというふうな現象があつたとすると、これは供給量が非常に少いから問題があるのだ、こゝういふに考えざるを得ないのです。黒砂糖の方が白砂糖よりも高くなる、そうして小売でもつて売られておる、こゝういふ現象があつたら、これは不思議な現象だということになる。そういうことを御承知ないですか。

○説明員(桑原信雄君) いろいろの砂糖を原料といたします業者の人たちが陳情に参るわけでありませう。私たちが気を配つていろいろの話を聞いておりますけれども、まあ大体戦前におきまして、白砂糖と黒砂糖の開きはまあ黒砂糖の方が安いわけでありませうが、七〇%程度というのをまあ常識的に言われておつたわけでありませうが、現在でも大体さうなことでござんす。ところが私が私どもの方へ参ります中には、私先ほど申し上げました大体六割見当消費いたす菓子屋さんの連中で十八万トンと称しますけれども、どうもそれは使つてまいというふうな思

いますのは、いろいろ話を聞いておりますと、ほんとうに粗糖を直接原料といたします菓子というものは、どの程度流れておるのだろうかということからいつてみたり、また菓子屋さんの一部の人たちに聞いてみたりいたしました。あるいは多少私たちが粗糖を菓子屋に渡しました場合の状況なんかをお聞きしました。まあそこまでのことではないんじゃないかというふうに存じておるわけでございます。それから今精製糖よりも粗糖の方が高くなつた例はないかというお話であります。が、特殊な菓子原料といたしまして、どうしてもほしいのだという場合に、そういうこともありますという話を聞いておりますけれども、しからば現実に幾らの値段で取引されたかというところまでの実は確かめはいたしておりませんが、こゝういふようなことを申しまして、私どもの方に粗糖を直接出すようにいたせという陳情を受けたことはござんす。

○東陸君 私は、私のところにはあるのですが、あまり信用は実は置けないものなんですけれども、はつきりだれが出したかわからない資料ですが、それには白砂糖が六月十七日に一斤七十六円、それから粗糖、それが七十六円五十銭、それで白砂糖と比較をして適正な価格を出しますと、その価格が粗糖で七十一円でなければならぬ。ところがそれが七十六円五十銭、そして白砂糖は七十六円、こゝういふものが出ておるわけでありませう。私はこれはどういふわけでこゝういふことになつておるかという、先ほど申しましたように、精製能力が非常に多くなつて、そうして工場で外貨の割当て

を非常に要求し、同時に入れたものについては、粗糖には関税を安くし、精製糖は関税が高いはずで、従つて粗糖をたくさん入れる。そしてそれを精製する。こゝういふことで精製をたくさんすればするほどもうかるわけなんです。従つて粗糖に回す部分は非常に少い。どうしても粗糖が必要だという場合には、それにいろいろなプレミアムだの何だのがつく、従つて粗糖そのものが高くなる。こんなような形で、私は黒砂糖だの、それから精製をあまりしないものを要求しておるの、これは都市ではなくて、やはり農村の漁村だの、こゝういふ方面だと思ふのです。そういうような方面において非常に高くなつておる。これはやはり大きな犠牲をそつちの方面に払つて、従つて十八万トンの粗糖の量はこれよりも多過ぎると、こゝういふような觀察をされておるようでありませうけれども、これは歴史的に見れば、こんなものじゃないと思ふ。だから過去の歴史的なものを少し調べる必要がありませう、それから戦争中、それからその他を考えてみますと、今のキャラムルだの何だの、こゝういふようなものをお考えになれば、砂糖なんというものはおそろしく割くらしいが使わなかつた。そしてあめを七割使つておつた。それが今逆になつて、そうして砂糖を七割使つて、あめを三割使つて。こんなような形でもつて砂糖の需要が大きくなつてきたりしておりました。だから私は先ほど二百二十万トンの輸入をすればいいじゃないか、こゝういふお話もござんす。しかし国内でもつて含水炭素の輸入をそんなにやる必要はない。これに非常に関係の多いものは、これは澱粉

なんです。国内で生産をされる澱粉の価格、これと、それから砂糖の価格というものはある程度見合つて、そうして澱粉を砂糖に直して使えるような態勢を作つて、そうして輸入を減す方が、外貨が少なくて困るというのならなおさらのこと、これをやらなければいかぬ、この考え方を度外視して、そうしてこの安定価格その他の問題も立案をされておるとすると、これは大へんなことなんです。その辺のことはどういふふうに考えられますか、そのことも聞きたい。

○説明員(桑原信雄君) この国内の澱粉との関係であります。私たちがこの安定価格の問題に關連いたしまして、現在私たちのにらんでおるところを申し上げますと、ただいま農産物価格法によりまして、澱粉の買い上げという措置があるわけでありませう、この経過を見ますと、本年におきましてはなまイモ一貫目二十八円五十銭と踏んでおります。二十八円五十銭のなまイモから出て参る、これは逆算いたしておるわけでありませう、それから出て参ります政府の買い上げ価格は千九百五十円になつております。その澱粉の千九百五十円という、十貫目の澱粉から水あめがどうなつて参るか、砂糖に關係いたします水あめでありませうが、これが六貫八百の水あめにいたしまして千九百二十八円というふうに見ております。それから砂糖と水あめとの關係であります。これを私どもは六十二・七と押さへまして、六十二・七でこれを割つて参りますと、斤当りにいたしまして七十二円三十五銭というものが安定価格を論じて参ります場合におきまします水あめの価格の問題になつ

て参りますので、これに悪影響を及ぼさないようなことにいたしました。今おっしゃいましたような水あめに關係して、ひいてはイモの問題についても悪影響が起ってくるものというふうな構想をいたしております。

○東條君 八十万トン輸入をしておるときにおける状況、それから九十五万トンにふやして關係は変化はございせんか。

○説明員(新澤幸吉) これは量と価格と兩方關係して思うのであります。一應最近において澱粉の生産数量なり需要数量、それから砂糖の需要数量、とからみ合せまして考えてみますと、量的に申しまして九十五万トンによって澱粉の需要が圧迫を受けるというふうなことはないのであるかと。ただ価格が次に問題になってくるわけでありまして、もちろん八十五万トンの場合と、九十五万トンにした場合とにおきましては、当然砂糖の市価というものは変わってくるわけでありまして、それによりまして水あめ、さらに澱粉、イモというふうな影響が及んで行つてはいけませんので、先ほど第二部長が説明申し上げましたように、砂糖の今回の安定帯価格をきめるときには、十分澱粉の価格を圧迫しないようにという点を考慮に入れて価格を作つて参りたい、安定帯を作つて参りたい、こういうふうなことをしております。

○説明員(桑原信雄君) 後段の方のお尋ねの八十万トンの場合と九十五万トンの場合の關係の問題でございまして、これはこの前年度からのスリッページと言いますか、前年度に買付けた、その次の年に入ってくるものとの

關係がありますから、そこで八十万トンの買付、これは九十五万トンの買付でありますけれども、この会計年度内においては、国内で用途されて供給に向けられる数字というものは、先ほど申しました一人当り十一キロ八十五という、前年度と同様になるようになっております。

○白波瀬米吉君 ところでこういうことをお尋ねするのはどうかと思ひますが、この法律の目的には、価格を安定させることと、それから輸入により生ずる利益を徴収することが二つの目的として書かれておるのですが、これはどっちに重点があるんですか。

○説明員(新澤幸吉) もうどちらに重点があるというところもありませんで、一応ここに書いてある二つの目的をこの法律はねらつておるわけでありまして、先ほどどなたかから御質問ありましたように、確かに砂糖の輸入量を非常によやして参りますれば、砂糖の価格は必ずしも下落します、またおのづから低い水準で安定すると思ふのでありますけれども、現在の外貨事情、それから貿易事情から考えまして、砂糖の輸入を早急に多量にふやすことはできませんという条件があるわけでございます。従いまして、その条件のもとにおいて砂糖をどうするかというところを考へて行かなければならぬわけでありまして、従いまして、砂糖の価格がいかなる国際価格水準よりも供給量が制限されることによりまして、ある程度高い価格になつてくるということ、は、どうしても予想しなければならぬのじゃないかと思つておるわけでありまして、従いまして、そうした外貨事情等によりましての効果といたしまして

て、当然ここに差益が生じてくるわけでありまして、その差益は企業努力によつて生じた差益といたしましてありまして、単に外貨事情がこうだつたということによつて生じた、だれの努力によつて生じたことでもありませんので、それを特定の業者が私すべきものでないという考えで、この利益を国家が吸収するということをして法律では考へておるわけでありまして、一方におきまして、価格の水準は国際価格に比べましてやや高いところに動かざるを得ないわけでありまして、しかしさらにその高い水準におきまして価格が、輸入の季節別、季節的な不安定によりまして、本来あるべき水準よりもこえて、大きく変動するということ、従いまして、それによる砂糖の供給ということ、を全然手離ししておきまして、そういう事態を生ずることもなしとしないわけでありまして、そこでこの法律におきましては、そういう季節別の変動はこれは整理したい。非常に季節的な供給の不均衡によりまして、当然あるべき価格の水準をこえて、大きな変動が出るということ、これは防いで行きたいということ、この法律はねらつておるわけでございます。

従いまして、現在の与えられた状態において、砂糖についてどういう措置を講じなければならぬかと申しますと、どちらに重きがあるというわけでもなく、この価格の安定と同時に、反射的に生じてくる利益というものを一私人に帰すべきでなく、社会公共の利益のために、国が吸収してそれを広く使つて行く、こういうふうな方途をとらざるを得ないのではないかと考へております。

○小林孝平君 今のその目的は価格の安定ということなんです。それから差益金をとることなんです。ところが価格安定ということは消費者のためにやつておるんです。だから当然消費者のために価格安定をやるといふ目的の結果出てきた差益金なるという目的の結果出てきた差益金なるという消費者のために使つて当然なんです。

それを使わねばならぬ、これは価格安定という大目的に沿わなければならないので。法律の大きい目的に沿わなければならない。ところがその差益金はどこへ行くかと言へば、全然消費者と關係のない産業投資に使われる。これは非常に不合理だと思ふのです。この法律の目的から言つて……、この点はどうなんですか。これは食糧庁は、それは不満なんだろうけれども、一体こんなことかいいのですか。

○説明員(新澤幸吉) ただいまおっしゃつたことは、一つの御意見かと存じますが、一応私もいたしましては、まあほかの消費生活、国民の消費生活にいろいろ關係のある物資を、農林省、通産省ともに持つておるわけでございますが、確かにこの砂糖から上つた利益は、ある一つの目的に特定して使つてという考え方もあるかと思ひますけれども、一応本年度におきまして考え方といたしましては、ほかの消費生活に關係する物資につきましては、それぞれの部面におきまして十分消費者の利益といたして考へて、個別に措置をいたして行くということ、で処理しておるわけでございます。従いまして、直接この法律によつて国家が吸収されます利益が、直接消費者の面に反映してないという点はあろうかと思ひますが、しかしさきに申し上げま

した通り、それぞれ消費生活に關係する部面につきましては措置をいたしましては、それぞれの分野において十分配慮を加へつてやつておるというふうな一つ御了承願ひたいと思ひます。

○白波瀬米吉君 輸入量を九十五万トンに押えておいて、国際水準として安定帯価格を確保すると言へば、これは利益は当然あるわけなんです。私はそこで從來精製業者というものは、相當な過去において利潤があるために、いろいろの問題を起したから、この際その金を政府に納入させたらいいということが目的なのと違ふのですか、そこでこの安定帯価格というのは、標準価格と、それから下値、上値と三つあるのですか。

○説明員(新澤幸吉) この法律の目的は、先ほど申し上げました通り、安定と、その差益の吸収という二つがあるということでございますが、安定帯のきめ方といたしましては、計算の過程におきましては、いわゆる中値に相当いたしますものが出てくるわけでございますが、外に現われて参りますのは、安定帯の上限と下限というふうに出てくるわけでございます。一応計算の過程といたしましては、標準価格というところで中値は出て参りますけれども、法律の効果として意味を持つて参りますのは、その標準価格、中値から出発いたしました、きまつてくる安定帯の上限価格、下限価格が、實際上、法律上の効果をもつてくる、こういうことになります。

○白波瀬米吉君 ところで輸入量をいかなる場合もふやさぬということにして、そして下値と上値とをきめて、そしてそれを、もしその価格よりも上つ

て取引がされた場合にどうされますか、これに書いてはあります。書いてはありますが、それは一応法文として書いてあるのだから、実際農林省としては、必ず安定帯の中にいかなる場合もおさめるというだけの考えで法律を作るのだから、そうだろうと思うが、しかし農林省の過去においてやられた実際を見ると、それは禁止価格においても実施しない、農林省自体が実行しない、業者が非常に困るというよりも実行してもらわなきゃ困るということを何べん言っても、農林省自体がそれを実行をしようしきらぬという例が過去にあるのですが、もしこの安定帯の価格の中に価格がおさまらぬ場合がかりに出たとしたら、それはあくまで強行して政府はそれを強行させるというつもりですか、つまりそういうことじゃない、実行させるのですか。

○説明員(新澤幸吉) この法律の目的が価格の安定でございますので、もちろん政府といたしましては、この価格の定められた幅の中で実際の取引が行われるようにというふうな方向に努力するわけでございます。従いまして、定められた価格を上下にはずれて変動いたしました場合に、この法律に書いてございますように、勧告という手段によりまして、その安定帯の中で取引するように勧告するということになるわけでございます。ただこの法律によりましては、いわゆる物を直接統制してはいるわけでございせんし、また多分に輸入に依存している物資でございますので、単に国内事情だけでなしに、国際的な事情によりまして、価格が変動するということも、これは当然予想されなければならないと思うわけで

あります。私といたしましては、その安定帯の価格を定めまして、それと実際の市場価格との動きを照らし合せまして、もしそこに何らかのギャップができました場合に、その原因がなぜ生じたかということをも十分検討いたしまして、当然安定帯の範囲内でおさまるべき価格が、その安定帯をこえて動いているということでありましたら、政府はこの安定帯におさめるような勧告なりをするわけでございます。もし客観的な情勢でこの安定帯の価格をこえることがやむを得ない事情があるということになりましたら、安定帯の改訂なり、あるいはさらに輸入数量の変更なりということも措置をする、こういうふうになるかと思っております。

○白波瀾米吉君 今の話を聞いておると、またこの法律に書いてあるのも、勧告するということだけは書いてありますが、今説明されたことは、海外が非常に相場が変動した場合、それは安定帯価格の基準は、安定帯価格そのものを変えるということの資料であつて、これはどこまでも安定帯というものが下値と上値とだけきちんと定められたら、それはあくまで実行をさせるということなんですか。そうじゃなしに、大体はこれだけの幅で取引せよという意味なんですか、とにかく計算としては三万円ということになつてはいるのだが、こういうものを法律で作つて實際やっても、実際の状態においてその安定帯価格は一応標準ぐらいなもので、実行はされないというふうな事実が過去においてあるのだが、そういうことになると、法律をやたらに作つてみて意味をなさぬことになる

ので、それだから初めに聞いたように、輸入の利益を、これを国家で徴収するのだ、その一つの方法なんだということとならばつきりわかるのですが、価格を安定させるということがほんとうにこの法律を作つた大きな目的なんであるということになると、これは果してそれが安定帯価格以外では取引は絶対に行かせないのだということになるのか、その辺がどうも僕らは過去の実際からいって、どういふものかと思うのですが、それはそういうことをあくまでやられるのですか。

○説明員(新澤幸吉) 確かにお話がございましたように、この法律で規定されております安定帯を維持する措置といたしましては、勧告だけしかないわけでございます。いわゆる勧告といふものにつきましては、非常に強制力が弱いものでございまして、その点の御意見があるかと存じますが、過去におきまして砂糖の価格の実際の動きをみておきますと、何と申しますか、実際に供給量と需要量との関係におきまして生ずべき価格ということが生じたのじゃなくて、いわゆるいろいろな関係業者の操作によつて生じたというふうに見られる現象も多くあつたわけでございます。私もそういったしましては、そういうような需給の不均衡から生ずる価格の変動ということじゃなしに、一応予定されます均衡の中においての価格をこえての動き、それがいろいろな操作によつてそういう不自然な価格が現出するということを防ごうということであるわけでございます。従いまして、内容的には勧告であります、この勧告に従わなければどうこうという問題が起きると

思いますが、原因が今申し上げたような事情で生じた自然な価格でありますならば、業者の協力を求めることによつて不自然な状態は防げるのじゃないだろうかというふうな考えておるわけでございます。もちろん禁止価格とか、あるいは統制価格というほどの強い意味も持つてないので、従いまして、強制力が非常に微弱だということはいなめませんが、しかしそうした業者の協力を求めることによつて不自然な価格の現出を防ぐということは可能ではないかというふうな考えております。

○白波瀾米吉君 もう一つ聞きますが、その九十五万トンというのは何ですか、三十年代はそれはもう絶対のいゆる輸入数字なんですか。

○説明員(新澤幸吉) 先ほどちよつと申し上げましたように、一応私も必要としたしましては、最近におきます必要状況から見まして、九十五万トンという数字が確保されますならば、砂糖の価格というものは安定することができるとはいいかというふうな考えておるわけでございます。ただこの九十五万トンが年間に計画的に入ってくるということがあるというふうな考へておるわけでございまして、実施をした後におきまして、この九十五万トンという数字で、またこの法律に定められておりますいろいろな措置を講じて、なおかつ非常に価格が所期の安定帯を維持することができないというふうな事態が現出した場合は、その際には十分その九十五万トンの数量については再検討を加える余地というものは残されておると思ひます。

か、もし価格が上値の維持ができなければ、輸入量を増すということがあり得るのだというように承知しておいてよろしいか。

○説明員(新澤幸吉) 上値をどれだけえたらばということが、その量的、また期間的な問題と、その原因との両方がその問題を決定すると思ひますが、非常に九十五万トンということが無理であるという実情が判明いたしますれば、お話の通り、これは再考慮の余地が残つておるわけでございます。

○白波瀾米吉君 今聞かへると、その安定帯の上値とか、下値とかいうことは標準に過ぎないということですね。結局そうすると、非常にこえたらとかいふ言葉の出るということは、まあ一応の価格であつて、それを多少こえても別にどうということではないのだということですね。

○説明員(新澤幸吉) 確かにお話の通り、この法律の範囲内におきましては、いわゆる指導的な意味を持った価格ということになるかと思ひます。従いまして、その価格を少しこえたから、直ちにどうのこうのということとは困難な事情があるかと思ひます。ただわれわれといたしましては、いろいろなこの価格をきめました実情、価格算定の要素となつた諸事情と、それから実際の市場価格が現出した場合、その価格が定められた安定帯をこえた場合、そのこえたことがいかなる事情によつて生じたかということ、両者にらみ合せて次の措置をとるといふことにならうかと思ひます。

○白波瀾米吉君 今説明を聞いておると、結局これのほんとうの目的は、輸

入から生ずる利益を徴収するんだというところが目的であって、その目的をやつたために安定価格というものをくつつけたというふうにも考えられるのですが、それと違ひますか。

○説明員(新澤幸吉) そうじやございませんで、實際にこの兩三年来の価格の動きを見ておきますと、先ほど来しばしば申し上げました通り、年間の供給量から見ますれば、それが計画的に入つて参りますならば起らなかったよくな、非常に不自然な価格の変動がしばしば起きていたという意味で私も考えておるわけでございます。従いまして、輸入量の全体の制約ということもさることながら、それよりも時期別の需要と対応した輸入を計画的に確保するという事によつて、過去に起きたいろいろな不自然な現象というものを防げるのではないかとこのことを考えまして、この法律が立案されたわけでありまして、ただ實際の問題といたしまして、輸入量というものは外貨の制約のために需要を完全に満たすというところまで行つておりませんので、どうしても差益というものは生ずるのを免かれないというので、あわせて差益徴収ということも規定した、こういうことでございまして、決して差益徴収を最終目的として生まれたというふうには考えておらないのでござい

ます。

○三浦辰雄君 今の白渡瀬委員の質問に対する答へ等で疑問が起きたんですが、この時期的な需要に見合つてスミーズなど言ひますが、調整のとれた外貨割当が行われ、輸入が行われないと困るというが、その点を前提として

格の問題ですけれども、上値、下値とあつて、そうしてこれは勧告はするけれども、勧告は絶対に従わなければならぬという罰則には加えていないわけなんです。一体政府は同じ時期には、季節には各社とも同じ、つまり一斤当りの値段というものの消費者価格が同じにならねばならないとは言へないだろうが、同じだというふうになりきつて簡単に考えられていふようにも思われるんだが、實際どうなんですか。各社みんな精製業者から出てくる最終の小売値段というものが、同じ時期においては同じ値段だ、こういうふうなことをお考えなんでしょうか。

○説明員(新澤幸吉) 厳密に各社から出されておる値段が全部完全に同じだということとはなかなか言ひにくいと思いますが、一応市場の大勢としてある相場がござれば、各社から出る値段というものはそれと大体は同じような値段で出るといふふうなことは、これは十分想定していいであらうというふうに考えておるわけでございます。

○三浦辰雄君 いろいろと自由競争の中で、こういうた財人爲的なものを作ろうというのだから、いろいろの質問が出るだろうと思ふのです。私は考へられますのは、世界のこの砂糖供給についての大きな変化等の関連であります、この上値についての問題については、ある程度そういう例はないが、下値関係については、同じ時期にある社というものは、この算定の基礎は一応標準の算定の因子がありますが、標準のものをとつていふのだから、従つて下値近くなつて参りますと、下値をこえた、つまり勉強のメーカーというものが私考えられると思ふのですが、

そういつたときには、一体政府の方は勧告をなさるといふのが一応法律の表面上から言へば建前のように思われます。つまり下値を下回つちゃうから……その点はどうですか。

○説明員(新澤幸吉) 個別の会社をとりまして、この下値を、あるいは上値をこえて動いた場合にどうするかという事になりますと、先ほど来申し上げておりますように、この法律においては想定しております安定価格というものは、一つの砂糖の市価の何といふか、水準を示しているものであるというふうに考えられますので、個別に入つてまで個々に手を加えて行くことはなかなかいたしかねる点であります。ただそういう各業者の行為が、非常にたくさんさんの行為が重なり合ひまして、市価の水準と申しますか、俗な言葉で言へば、市場相場の大勢を動かした場合には、初めて政府としてはそれぞれの業者に対して安定価格を維持するような勧告が発動されるというふうなことを考へべきじやなからうかと思つておるわけでございます。従つて数多くの精製業者の中にも、数社が非常に勉強して安く売つたからといって、その売り値が不当だというわけには行かないだろうと思つております。大勢をいたしまして非常に値段を下げる、それが下値の場合におきましては、特に内地の澱粉とか、関連産業との関連になつてくるわけでありまして、それに悪影響を及ぼすような事態が想定されるに至りましたときに、初めて勧告なり何なりの発動が行われるということにならうかと思つております。

○川浦辰雄君 そうすると、下値について、今のお話は中産生産費あるいは

澱粉その他の客観的総合性から出てきた値段ですから、一応一口に言へば、そういうお考えで僕は事実しようがないと思ふのですが、しかし私はいわゆる下値を割つた、勉強をした、あるいは無理をするかも知れないが、とにかくそういう値段が出てくることに、これからの情勢の見通しの問題ですけれども、あり得るのではないかと。こういう事情によつてかした従来の値幅の動きをぶつかけたのをいわゆる上限、下限とした場合に思われるのですが、そこでその点を聞きたいのですが、ある有力な社が一、二下値でやる、こういうことになりまして、大勢は、各社別の外貨割当において押さへて言ひますと、多少調整は實際問題としてなされるでしようが、下値でいったやつを、消費生活者のためを思へば、もつと上げろというわけには行かないのです。そういうときにはどういふような処置をなされるのですか、あなたの方では……

○説明員(新澤幸吉) 先ほど申しました通り、この法律は一応三年の時限法という事になつておるわけでありまして、私も私どもといたしましては、砂糖の価格を高値安定させるという事を考へておりませんので、實際の市場の趨勢が下つて参りますれば、決してその趨勢に逆らつて高いところに置くというふうには考えていないわけでございます。むしろ急激な値下げをしますようなことはかえつて混乱が生じますので、避けなければならぬと思つておりますが、長い期間を経まして徐々に価格が下つて行く、業界に不自然な混乱を起すことなしに価格の大勢が下つて行くならば、これはまさに私

もの望んでおるところでありまして、それを阻止するといふ考えはないわけでありまして、ただ一方におきまして、国内の農産物、特に砂糖と密接な関係がございまして農産物の関係もございまして、これらにつきましましては、もちろんほかに農産物価格安定法なり、またデンプン糖につきましましてのこれらの価格を維持する法律もあるわけでございます。これら作用等ともにもらひ合せまして、非常に悪影響を及ぼすといふことになりまして、砂糖につきましても下値にてこを入れるということにならうと思ひますが、そうでない限りにおきましては、砂糖が混乱を生ずることなしに、除々に大勢として下つて行くといふことは、むしろ期待し、望んでおるといふふうに私も考へておるわけでございます。

○三浦辰雄君 下値について、てこを入れるというのは、つまり指示価格にする、その指示価格によつて農林省としては取り扱わなければならぬ。砂糖については時限三年というふうな問題があり、将来とも日本としては輸入に待たなければならぬ。設備はまたいわば三倍もあつて、かねて設備の規模に応じて輸入量の外貨を割り当てるというふうなまなましい実績といひますか、競争さえもさせたいというふうな結果から見れば、あるわけなんです。そこで三年ということでありまして、私はある意味でもって合理化といふか、多少無理して下値というものの線に行く場合もあるのだから。もしそうでなく、砂糖業者諸君が一つの値段を協定して、一定のものにするという場合においては、これはまた別の問題が出てきますから、これは政府とし

ては御指導できないだろうし、そういうようなことから、私は今の下値というものをどういうふうにしてやって行くか、吸い取られること、すなわち納付金はこれはまけてくれとは言わない。納付金を納めた上に、下限以下でいいとなつたらどうなるか、吸い取りの方と価格の安定というものを、同じ重さに見た御説明をなさるから、私はそんなこともちよつと聞きたくなつちやうわけなんです。あなたの方は吸い取りさえすれば、平等に差益が取れば、そうしてある程度の下値であるならば、つまり他の類似競合農産物との関係があまり混乱されない程度の限界であれば、この式を見てもそんなに影響するような式とは思われない。僕はこんな高等数学は知らないが、従来下値のころの線が行ったり来たり、もう三年間なんだから、そういうことをやることによって競合農産物というものは相当に脅かされるというところが問題になる場合がある得るのではないかと、これも思われるのです。そこでそれと各メーカーの精製業者の一体コストというものは、急激に差違したものですから、ずいぶん違ふのじやないかと思うのですが、その範囲というものはどの程度のものですか。私は価値の、振子の幅に似たようなコストに対する幅というものがあつたのではないかと、まあしるうとだからわかりませんが、思うわけですが、これはどうなんでしょう。

に、砂糖の輸入原価に工賃を加えたもので、そこできめてしまえば消費者のためになる安定なんだが、それを超過利得を取った安定にしなければならぬというのとは一体どういふわけなのか。白波瀬君の質問じゃ、金がほしいからという安定をするのだらうということなんです。それが、それとテンサイ糖とかあるいは澱粉等の関係から見ても、一定限度以上下げたはならぬのか、これはもう幾ら下げても、テンサイ糖とか澱粉についてはあるいは別途の措置ができるのか、一定限度以上澱粉やテンサイ糖の関係で下げられぬのか。もしそういうことになれば、急に澱粉やテンサイ糖の生産費が下がる見込みはないのだから、これはいやくも澱粉とテンサイ糖とを作っておる限りは、なんぼ国際市場がどうなろうと、一定以下には下げられぬということになつて行くのですが、そこで安定ということはどういうことがほんとうなのか、その安定という中に澱粉やテンサイ糖の生産費が償うような安定なもので行くと、一体どういふことになるのか。それと、もこれはほとんど下つて行けば、澱粉やテンサイ糖については別途の措置ができるということなんですか、どういふことなんですか。

り、会社のおい立ちから見まして、非常に新しいものと古いものとがございまして、償却の度合いあるいは設備の新しい古いによりまして相当生産費の差はあらうというところは当然想像されるのであります。それで安定の問題でございしますが、私もどうもいたしまして、個々の安定価格帯を定めましては、どうやって定めるかということが一応法律に書いてございしますが、一応価格をきめます大きな要素は、供給量のいかん、それからもう一つは国民の購買力に申しますか、国民所得のいかんが非常に砂糖の価格に大きく関係するといふふうに考へておるわけでございます。もちろん価格現象でございまして、単にその二つだけの原因によつて価格がきまるものとは考へられませんが、二つであらうと思つておるわけでありまして、従いましてこの二つから想定をされる価格というものを一応想定をしまして、それを標準として大体正當と思はれる変動率、これを考慮して、経済にあるいは需給事情に非常な大きな変動がないならば、大体この想定される価格の中に砂糖の価格は安定されるであらう、安定するべきものであるという水準を算出するわけでございます。その大きな経済事情、いわゆる需給事情の変動がなければ、当然この辺におさまるであらうというものを目標にいたしまして、それを一つの指標といたしまして、砂糖の価格の安定をはかつて行きたい、こういうことを考へておるわけでございます。ただその安定の目標を定めます場合に基本になりまふのは、砂糖の需給数量と国民所得のいかんということでありまして、その

ほかに一方において国内におきまふ関係農産物の生産を阻害するということには避けなければならぬこととありまして、一応先に申し上げましたような資料に基いて推定される価格が一つの基礎となつて安定帯が定まりますが、その安定帯を定めます場合に、国内農産物に悪影響を及ぼさないようにということも考慮に入れまして安定帯をきめる、こういうことにいたしておるわけでありまして、従いまして、要約して申し上げますれば、大体経済の諸条件から想定される価格とそれから季節別の変動というものをできるだけなぐなすといふことに安定の問題がある、こう申し上げておきます。

○委員長(江田三郎君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ。

それではここで砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する法律案に関する商工委員会との連合審査の日取りについてお諮りいたしますが、来週の火曜日、七月十九日でございますが、午後二時から連合審査会を開き、農林大臣、通産大臣の出席を求めて開きたいと思ひますが、よろしゅうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) それではその決定いたします。

○委員長(江田三郎君) 次に、昭和三十年度農林省関係予算に関する件を議題といたします。

昭和三十年度農林省関係予算の衆議院修正部分の一部費目の内容を明確にするよう、かねて白波瀬、菊田、鈴木三委員の御尽力をわすれずしておりましたところ、その趣旨に沿つて去る七月六日民主、自由両党政調会長から大蔵、農林両大臣に申し入れが行われたようでございますので、政府においては申し入れに従つて措置されることと考へられますが、本日は念のためこれを確認しておきたいと存するわけでありまして、

そこで主計局次長がお見えになつておりますが、七月六日付で先ほど申しましたような申し入れは参つておるのでございませうかどうございませうか。

○政府委員(原純夫君) 参つております。

○委員長(江田三郎君) その趣旨の通りこの予算の何と申しますか、運営ですか、を、なさるわけなんですか、いまいしやうか。

○政府委員(原純夫君) 趣旨の通りに大体やりたいと思ひます。もちろんその計画において政府側との修正をいたされた政治側とでいろいろ意見のやりとりがあつた、率直に申せば意見の開きがあつたといふことは御存じの通りでございます。そうしてこのお申し入れはそれらのこともある程度参酌されて、たとへば何に幾ら、何に幾らといふところまではおつしやらないで、この振り分けについて若干のなお政府内部において検討の上割り振りをきめるというように裁量の余地を残る形になつております。その辺につきましましては、これはこのお申し入れをなさつた両会長あるいはこの両院の關係の方々の、特定の方々の御意思といふいろいろびたりと行かぬといふようなところがあるかもしれませんが、お申

し入れの御趣旨は尊重して、政府部内で話を取りまとめ参りたいというふうに思っております。

○委員長(江田三郎君) 念のために委員の皆さんに御報告いたしますが、先ほど申しました両院政調会長からの申し入れの趣旨は、私どもが承わっているのでは、まず第一に農業生産力増強施設補助金の内容を、保温折衷苗しろ、西南暖地水稻早植え栽培に対する補助のほか、温床苗しろに対する補助を含む。その次に、農業改良普及事業補助金につきましては、農機具巡回修理施設に対する補助のほか、都道府県の指導費に対する補助を含む。その次に草地改良事業費の補助金につきましては、機械施設に対する補助金のほか、種子の購入費及び都道府県の指導事務費を含む。その次に養蚕経営合理化促進費補助につきましては、老朽桑園改植用桑苗の購入の補助である。その次に農作物種子確保対策補助金は、麦、大豆の採種圃、レンゲの原採種圃に対する補助金のほか、菜種共同育苗圃に対する補助を含む。

○白波瀬米吉君 主計局次長にお伺いしますが、その申し入れを大蔵省で取り扱われるのは、増額分に対してだけ、たとえていうと、その項目、つまりもとの項目の中に、予算編成のときにもうすでに相当額組んであったと、それに対して今度それだけ増額したと、こういうことになっているのですか、その増額分だけに対して今言った

ようなつまり費目を増した分にも使い得るという解釈をしておるのですか。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通りでございます。お申し入れにもこういうふうな上に費目が書いてありまして、次に修正増金額と、増加金額が書いてございます。その次にその内容として意味でございます。その内容として委員長の読み上げられた文章が入っております。そういうふうな考えております。

○三浦辰雄君 一つ原次長に。これはお願いに当るかもしれないけれども、私もぬかっていたので、最近聞いたのですけれども、衆議院の農林水産委員会で、そのことといたしまして、申し入れの途中正しく修正に盛り込まなかった問題、一つの案件があったのを御存じだと私は思うのですが、つまりそれは鹿児島、宮崎方面に発生をした害虫なんです、杉のタマバエとかいって、二十六年あたりからぼつぼつあつたのが、最近盛んになって、あれは若い木の芽の伸びる真中に付くもので、それから、ぜひ載せろということ、自由党さんと民主党さんが相談なさるときに、何ぼでしたか三千万だか四千万だかつけかけたそうです。そこへもってきて、一部の議員が鳥の巣箱に金を回せということ、そのときは四百五十万とかいいたったようなことで、それも仕方がないといったような簡単なやり方を最終段階でやりましたために、むしろ最初の、そのみんなどの熱の入れた杉のタマバエとかいって最近の害虫です、それが本尊がなくなつて、むしろ便乗されたともいふべき小鳥の巣箱の方が幅をきかして、そうしてつい十二、三日か十五日くらい前に、衆議院

の農林水産委員会で本年度の予算の問題をやったときに、委員長も初めて、そんなことになって、何か大きな声が出てしまったといういきさつがある、あの問題でございます。この間江田委員長も説明を受け、ごらんになつていたのですが、従来の松の松食い虫、松の害虫、あるいはタマバエとかいふ問題もずいぶん騒がれて、そのために予算も増額になったそうですが、一たび杉とこの問題になりますと、日本の代表的植林樹であります、騒ぐのも無理はないと思うのです。で、昨までは宮崎県というごくほんの一部であつたのが、今年は延岡の近くにまで来つたといふようなことで、非常な向うとしても問題になり、全国的にも今のこの問題は大きくなるというのですが、そこで私はお聞きしたいのですが、林野の当局もずいぶん間抜けているんじゃないかという話をしていいたんですが、結局私の何うのは、いわゆる法定害虫に政令でとりあえず入れてもらつて、それから一番先端の方、つまり熊本、大分に接する、今害虫がずつと進んでいるうちに一番先端の方からまず手を入れて、そうしてあとは経費との関係もありますから、様子を見ながらやつて行くというような効果的な使用の方でやつて行つたらどうか、それにしても法定害虫に入れないという、そのことができませんから、まあその問題を取り上げなければならぬ、そうしてなおその状態があなたの方で、いろいろと御都合でもつて向うにお出かせなされた際に、なお御研究になつて、確かに日本の杉というものは植林樹の最たるものであることは御承知

の通りですが、その悲哀があるためにほんとうに伸びない。幸い昨年あなたの方と林野当局が相談をして、これに四百万円ばかり使つてやつてみると言つてやつた。そのやつた所とやらない所の効果というのは、実に、この間見本を持ってきましたが、顕著で、あの虫の習性も明らかになつておるようでありまして、十月と二月、三月あるいは所によつては四月といたつたように、まあ寒い所はそうなつていない。で、習性が明らかで、効果もやつてみてまことに顕著なんだとお考えになれますか。私もとしては今予算をどうするといふわけに行かないのだから、今言つたように法定の方へさしあたり入れて、そうしてあり合せの何億か、二億七、八千もあるわけですか、あれを使つてやつて、そうして、どうしてもこの事態の蔓延を許さないというところになれば、時と事情によつては駆除費の方からお考えを願うということによつて、なるべく小さい病気、区域の小さいうちにあれは押えなさいという、あれは相当なスピードがあるらしいのです。その点、どうもこれは陳情に類するようになつて恐縮ですが、昨年来の経過も御存じの原さんのことですから、どうお考えになられるか、その点一つ……。

○政府委員(原純夫君) 修正で増加いたしました森林害虫駆除費五百万円につきましては、お話の通り中味を有益鳥獣の増殖補助金として三百万円余り使われるというわけで、残りの百九十二万円を害虫駆除費の補助金に使うということにいたされております。スギタマバエの問題でありますが、

駆除しなければならぬというので、お話の通り、前年度においても一般会計、それから国有林の特別会計、両方で実行いたしておりますが、三十年度におきましてそれに匹敵するほぼ同額程度の予算的な措置をいたしてあるつもりでございます。仰せの通りそれを最も時期的に、また地域的に有効な方法で使うということは当然のことと思ひますし、またその効果の状況を見て、措置する必要がある場合は措置するといふことは、もちろん当然考へるべきことと思ひますが、農林省に對しましては、なるべく計上いたしました費目の中で、他の需要とも勘案して、全きを得るようによつていたしたいといふことを、ただいまお願いいたしておるところでございます。なお、この客観的な事態の動きを見て善処いたしたいと思つております。

○委員長(江田三郎君) よろしうございませう。それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時二十八分散会

七月十三日本委員会に左の案件を付託された
一、精麦用新麦價格の適正化に関する請願(第一一〇七号)(第一一五八号)(第一一五九号)(第一二二一号)(第一四二二号)
一、北海道足寄町の鹿害農作物補償等に関する請願(第一一五七号)
一、伝食研究所設置に関する請願(第一一六〇号)
一、宮城県蔵王地区を集約酪農振興地域に指定するの請願(第一二二三号)

工事の完成を期して予算配分の増額、
(三)干拓堤防の早急完備等について特
に措置せられたいとの請願。

第一二九九号 昭和三十年七月一
日受理

岡山市漁業協同組合員の地区内漁業権
に関する請願

請願者 岡山市大供岡山市漁業
協同組合長 近藤龍次
郎

紹介議員 江田三郎君

昭和二十七年四月岡山市周辺十箇村編
入に伴い市内における漁業者団体の漁
業協同組合が七組合となつたのでこれ
を統合して岡山市漁業協同組合として
一組合としたが、昭和三十一年鹿兒島
湾内を横断する短絡道路設置のため、
湾内の締切が完成すると同時に締切内
の漁業者だけが漁業権を得て、従来入
漁権を有していた者には加入させない
とのうわさがあつて不安をもつてい
る漁民がある現況であるから、現在一本
化した岡山市漁業協同組合員である漁
業者に一樣に地区内漁業権を付与せら
れたいとの請願。

第一三二四号 昭和三十年七月二
日受理

すぎの害虫すぎたまばえを法定害虫に
指定する等の請願

請願者 東京都千代田区永田町
一ノ一四全国森林病虫
害被害防除協会内 大
村清一

紹介議員 竹下豊次君

昭和二十六年ころ鹿兒島県の一部に発
生したすぎの害虫すぎたまばえは、昨
年来急激に増加し、被害区域も宮崎県

三万四千余町、鹿兒島県三万余町に達
し、なお熊本県の一部にも侵入してい
る状態で、このまま推移するときは、
九州における森林資源の枯渇はもとよ
り、本州、四国へのまんえんも憂慮さ
れ、わが国林政上に重大なる影響を与
えることとなるから、すぎたまばえを
法定害虫に指定するとともに防除事業
の国庫助成その他万全の措置を講ぜら
れたいとの請願

七月十四日本委員会に左の案件を付託
された。(予備審査のための付託は同日)

一、水産業協同組合法の一部を改正
する法律案(衆)

水産業協同組合法の一部を改正す
る法律案

水産業協同組合法の一部を改正
する法律

水産業協同組合法(昭和二十三年
法律第二百四十二号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「第百条の二」第百条の十
(二)を「第百条の二」第百条の十
(四)に改める。

第十一條第一項第二号中「貯金」を
「貯金又は定期積金」に改める。

第八十七條第一項第二号中「貯金」
を「貯金又は定期積金」に改め、同条

第二項から第四項までを削り、同条
第五項中「第一項を前項」に改め、
同項を第二項とし、以下三項ずつ繰
り上げる。

第九十三條第一項第二号及び第九
十七條第一項第二号中「貯金」を「貯
金又は定期積金」に改める。

第百條第一項中「及び第八十七條
第二項から第四項まで」及び「第八

十七條第二項中「前項」とあるのは
「第九十七條第一項」と、「同項第三
号、第四号、第五号又は第七号」と
あるのは「第九十七條第一項第三
号、第四号又は第五号」とを削る。

第百條の二中「その経営の安定及
び改善を図るため、災害に因つて受
けることのある損害を相互に救済す
ること」を「共済事業を行うこと」に
改める。

第百條の四第一項を次のように改
める。

共済会は、会員から共済掛金の
支払を受け、共済事故の発生に関
し、共済金を交付する事業を行う
ものとする。

第百條の四第二項を次のように改
める。

2 共済会は、定款の定めるところ
により、会員以外の者にその事業
を利用させることができる。但
し、一事業年度において会員以外
の者が利用し得る事業の分量の総
額は、当該事業年度において会員
が利用する事業の分量の総額をこ
えてはならない。

第百條の七第一項第五号を次のよ
うに改める。

五 共済事業の種類
第百條の十第一項中「第百條の十
二」を「第百條の十四」に改める。

第百條の十一第二項中「共済掛金」
の下に「及び共済契約者のために積
み立てた金額」を加える。

第百條の十二第一項を次のように
改める。

共済会の事業に係る共済契約で
保険に該当するものについては、

商法第三編第十章の規定を準用す
る。

第百條の十二第二項中「第百條の
十二」を「第百條の十四」に、同条第
三項中「第百條の七」を「第百條の七
から第百條の十まで」に、「第四十八
條第三項中」を「第四十二條第一項中
」に、「規約及び」とあるのは「規約、共
済規程及び」と、第四十四條第二項中
「若しくは規約」とあるのは「規約
若しくは共済規程」と、第四十八條第
一項第二号中「規約」とあるのは、
「規約及び共済規程」と、同条第三項
中「」に、「第百條の十」を「第百條の十
二」に、同条第四項中「第百條の九及
び第百條の十」を「第百條の十一及び
第百條の十二」に、同条第五項中「第
百條の十」を「第百條の十二」に改め
る。

第百條の九を第百條の十一とし
て、以下第百條の十二まで二条ずつ
繰り下げ、第百條の八の次に次の二
条を加える。

(財務)についての省令への委任)
第百條の九 前条に規定するものの
外、共済会が、その財務を適正に
処理するために従わなければならない
ない準則は、省令で定める。

(共済規程)
第百條の十 共済会は、共済事業の
種類別に、事業の実施方法、共済
契約、共済掛金及び責任準備金の
額の算出方法に関する事項を共済
規程で定め、行政庁の認可を受け
なければならない。

2 共済規程の変更又は廃止は、行
政庁の認可を受けなければ、その
効力を生じない。

3 前二項の認可の申請には、事業

計画その他省令で定める書類を提出
しなければならない。

第百十八條第二項中「第百條の十
二」を「第百條の十四」に改める。

第百二十二條、第百二十三條第一
項及び第二項並びに第百二十四條第
一項中「若しくは規約」を「規約若
しくは共済規程」に改める。

第百二十七條第一項中「第百條の
十二」を「第百條の十四」に改める。

第百三十條第二号中「第八十七條
第六項」を「第八十七條第三項」に、
「又は第九十七條第二項但書」を「
第九十七條第二項但書又は第百條の
四第二項但書」に、同条第五号から
第九号まで、第十一号及び第十三号
から第十六号まで中「第百條の十二」
を「第百條の十四」に改め、同条中
第二十一號を第二十二號とし、第二
十號の次に次の一号を加える。

二十一 第百條の十第二項の規定
に違反したとき。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。